

平成23年塩尻市議会9月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成23年9月14日(水) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

審査事項

議案第11号 平成22年度塩尻市水道事業会計決算認定について

議案第12号 平成22年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

議案第13号 平成22年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

議案第14号 平成22年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

議案第19号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

議案第22号 平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第24号 平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第25号 平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第26号 平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

陳情6月第1号 最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情

出席委員・議員

委員長	永井 泰仁 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	横沢 英一 君	委員	青木 博文 君
委員	中村 努 君	委員	塩原 政治 君
委員	中原 輝明 君		
議長	永田 公由 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

庶務係主事 若林 智彦 君

委員長 皆さん、おはようございます。昨日に引き続きまして議案審議を進めます。

議案第11号 平成22年度塩尻市水道事業会計決算認定について

委員長 議案第11号の塩尻市の水道事業会計の説明が昨日ありまして終わったところでございますので、次に質疑に入りたいと思います。質疑を行います。委員より御質問がありますか。

中村努委員 30ページの補償費と負担金、これちょっとそれぞれ内容を説明してください。

経営管理課長 まず補償費の関係になりますけども、宗賀水系の補償費ということで、給水を受けております給水量に対しまして本山と境沢、関沢につきまして294万7,000円、それと洗馬水系の補償費ということで沓沢湖水利委員会へ500万円を支出しております。また、負担金につきましては、洗馬水系への負担金ということで、失礼しました、洗馬水系の補償費でございますけれど、こちらにつきましては、松本市奈良井川土地改良連合へ支出しております。

また負担金につきましては730万円余でございますが、洗馬水系の負担金ということで、烏川と沓沢湖水系関連の負担金ということで728万7,000円余、また片丘の水系に関しまして1万7,000円余の支出をしているものでございます。

中村努委員 補償費と負担金の区別は、何が違うんでしょうか。

経営管理課長 担当係長から説明いたします。

庶務係長 補償費につきましては、水利の利用に当たりまして取水をした場合に、ほかの方がその水を使えなくなる、少なくなる、そういったために補償費を払っているものでございます。負担金につきましては、沓沢湖であれば、沓沢湖を管理していただくために沓沢湖委員会へ用水、そういった取水とか調整管理、そういった管理をしていただくために負担金ということでお支払いをしているものでございます。

中村努委員 補償費については、これはあれですか、もう大分耕作面積も減って来ているとは思いますが、これは未来永劫に支払っていくものなんですか。

経営管理課長 この補償費につきましては、今後、私どもも取水量が減っていくことも想定されますので、改良区と調整しながら、今後協議しながらこの補償費について適正な価格へ導くよう検討してまいりたいと思っています。

中村努委員 将来的にどこかの時点で打ち切りということは考えていないですか。

経営管理課長 今現在の沓沢湖につきましては、今後平成25、26年度におきまして本山浄水場の更新工事が計画されております。その中で、受水量の、本山の受水量が半減してしまう状況に陥ります。その中で、沓沢湖水源は非常に大切なものでありまして、これを利用しなければいけない状況が今後あります。その後につきましては、緊急性も含めて今後課題になってきますけれども、必要に応じた維持管理は必要になってまいりますので、それに合わせまして受水量に対する負担金等も今後も残っていくことが想定されます。

中村努委員 負担金はわかるんですけども、今後補償の必要がないと思われるところは、打ち切っていくことはないですか。

中原輝明委員 おれが言うわ。その水利権のことについてはおれが一番わかるで。

これは昭和36年の塩尻へ統合する時の水利権の関係で、これは皆さんがいろいろ言うことじゃなくて、水利権者がすべてを放棄したということの中で補償を、補償っていうじゃない、水利権を放棄した代償だわ、これ。ずっと続いているだ、これは。ここでああだ、こうだ言うような必要はなくて、地権者の水利権というものを洗馬地区に上水道をやった時に、昭和28年かな、28年から始まって30年に完成したわけかな、上水道。その時の地権者の権利を放棄した、水利権者の放棄した補償。それが永劫に続いていくっていうのは、合併した時と同時に続いているわけさ、そこは。水利権者だ。それで、水利権者が放棄しなきゃ、水利権の権利を放棄したということで、その補償。その水利権を放棄しなきゃ、水は一滴もない。それで、今まで、当初広丘へ導水管で、300の導水管でもってきたのが、広丘の地区の皆さんが水がないために導水管でもっていったと、こういうことだ、郷原の配水池へ。そういう重要な水源地だよ、これは。そのための補償。補償という言葉は、水利権者を先につけなきゃいけない。補足あったら言って。

水道事業部長 私どもの、今のお尋ねというのは、ある特定した水源のお話ではなくてですね、水道事業としての総合的なお話というぐあいに認識しております。その母体といたしましては、御承知のとおりですね、給水人口も平成27年以降減ってくるというところもございますし、節水型ライフスタイルの進展等によりまして水道使用量というのは、年々減ってきております。今後もそういう傾向が続くというぐあいに想定しておりまして、水道事業部といたしましてはですね、水道ビジョンの中で水道システムの再構築事業というのを掲げております。今後ですね、幾つかの浄水場は更新の時期を迎えておりますので、その時に過大な施設をつくらないようにという意味合いの中ですね、その事業のほうを進めているわけですが、当然その折にはですね、今御契約していただいている、あるいは協定を結ばさせていただいている必需量がそれ以下になってくる状況であればですね、減じたもので対応させていただきたいと思っておりますし、今後ですね、水道水源として不要というぐあいな形になってくればですね、また関係の皆様と慎重かつ丁寧に御相談する中で対応していきたいというぐあいに考えております。

横沢英一委員 今のとちょっと関連することなんですが、9ページのですね、沓沢水源の関係ですが、要は、沓沢湖の関係で、沓沢の芦ノ田浄水場だと思うんですが、一日平均の配水量がですね、やっぱり695ということですから700トンばかりしか給水してないわけですよ。たしか私もいるころは、4,500トンぐらいは一日給水していたような気がするんですが、やっぱり大きな補償料っていうか、そういうものを払っているわけですので、やっぱり活用する場合はしっかり活用する、活用しない場合はしっかり方向を出すというようなことも大事だと思うんですけども。私は、沓沢湖というのは非常に水源としてはですね、多少は問題あるかもしれないんですが、やっぱり緊急時の時にはですね、やっぱり大事な水源だと思うんですよ。以前、松塩水道用水に油流入事故が発生して、あの時に吉田のほうへは水が送れなくなった時にですね、沓沢水源を最大限に活用して吉田とか広丘のほうへやったということで、こちらのほうからはほとんど苦情がなかったというような対応もできるというようなこともありますので、そういうようなことも含めて総合的に検討をしていただきたいと思います。当面、ここ少ないっていう理由をちょっとお聞かせを願いたいと思います。

建設維持課長 芦ノ田浄水場水源であります沓沢水源にありましては、河川表流水が著しく減少する湯水期においては、極めて貴重な水源であることは認識しております。しかしながら、湖沼水であるため、年々富栄養化

が進み藻類の大発生によります水道水の臭気問題等によりまして、平成18年に芦ノ田浄水場の運転を停止した経過があります。その間、曝気槽の設置や粉末活性炭注入設備も設置を実施してきております。他の浄水場よりも水処理費用が多くなっていることから、維持管理費用を抑制するため水質のよい他の水源により市内の配水量を調整しながら行っておりますので、先ほど質問がありました一日平均配水量は、他の施設に比較して少なくなっております。

また、松塩水道用水の耐震化工事が平成25、26年で予定しております。この工事期間中は、先ほども部長のほうからちょっとお話がありましたけども、松塩用水の受水量が50%に制限されるというような特殊事情もありますので、その間は芦ノ田浄水場を活用していきますが、水道ビジョンの中でも言っておりますけども、安心でおいしい水の観点から持続的な事業運営を進めるため、効率的な水道枝管の維持管理を目的として施設の統廃合、また総合的な検討を含めて今後も検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

横沢英一委員 そちら辺は非常に、今後十分研究、検討をしていただきたいと思っておりますけれども、例えばですね、この沓沢湖を使っていかなくなるような方向を考えているというようなことになりますとですね、例えばここ、8ページか、沓沢湖の防災システム改良工事の委託料っていうのがあるわけですね。防災、要は、堤が傷ついたりなんかした時にはサイレンが鳴るといふ、このシステムだと思っております。今回ですね、相当これまで沓沢湖は堤体の補強だとかとですね、堤体のこっち側に、外側に押さえモールドをやったりしてうんと安全をみてるわけですね。そのほかに、水位もあんまり使わないようになっていふことで、満水面から相当下げてやっているとすけれども、なおかつこういふ、やっぱりシステムっていふのはあれなんですか、どんどん拡充してかなきゃいけないっていふことなんですか。って言うのは、もう先がある程度見えてくるということならば、もう少しそちら辺は研究したほうがいいんじゃないかと思っております。と言うのは、水道がずっとこういふシステムを管理してかなきゃいけないということになると、非常にこれから財政も苦しい中ではという部分も出てくると思っております。

建設維持課長 担当の係長のほうから御説明します。

上水道係長 この沓沢湖防災システムにつきましては、現在は堤体からの信号を芦ノ田浄水場まで持ってきまして、そこでサイレン、これは3基、現在設置してありますけれども、芦ノ田浄水場と、あと岩垂の消防の詰所と、こちらは消防のサイレンと共用しておりますけれども、こちらと、あとJAの岩垂の予冷センター、こちらに3基設置してございます。それで、平成22年度のこの防災システムの改良工事というのは、こちらのサイレンで発報するほかに、これは塩尻農事放送農業協同組合、通称サラダトーク、こちらのほうのオフトーク設備に接続をしまして、サイレンとオフトーク、その両方から非常時に発報するというようなことで充実を図っているわけでありまして、今後のことにつきましては、いろいろ検討する中で、またこの3基等についても検討が加わろうかと思っておりますけれども、下流域の岩垂地域の利用者の方々の不安というのは依然強いわけでありまして、そちらの水源として使用している以上、岩垂の方々の不安の解消に努めるという観点から、今のところ防災システムの改良を行ったわけでありまして。また今後、浄水場の統廃合とかそういった問題が出てくるようなことがある場合にはですね、こちらの管理の方法等も含めて総合的に検討してまいりたいと、このように考えております。

横沢英一委員 わかりました。もう1点だけお願いします。鉛管改良をやっているということなんですが、これは大きな課題だと思っているんですが、今までに大体どのくらい終わってて、大体概算、あとどのくらい残ってて、概算事業費としておおむねどのくらいの事業費が残っているか、そこら辺だけ教えてください。

建設維持課長 担当補佐のほうから説明いたします。

上水道係長 鉛管解消ですけども、平成15年から行っております。それで、目標年度が今のところ平成31年度を目標としてございます。鉛管の総戸数ですけども、おおむね8,600戸ございます。それで、平成22年度末で3,987件解消してございます。率にしまして46%余です。あと残りが4,613件ございます。そういったものを、年間おおむね600件をめどにして解消しております。今現在ですけども、平成15年からの全体計画でいきますと、8億4,600万円ほどの金額になろうかと思っております。以上でございます。

横沢英一委員 ありがとうございます。

中原輝明委員 今、鉛管を変えなきゃ8,000の中で、あと3,500くらい残ってるんだが、それは結局、人間に害があるのか、漏水してるのか、どっちなの。鉛管自体が人間には害がなくて、今もう時期が来て破損するとかというようなことの中で変えるわけか。害があるとすれば、早急にやらなきゃいけない。これは、基本だよ。じゃないとすると、ずっと置いておいてもよけりゃ、一時的にかけなんでもいいが、早急にやるという意義はないの、あるの。

上水道係長 鉛管につきましては、過去のデータがございまして、一番使われているところはメーターの前後で、配管が起ししやすいという形での鉛管が使われております。平成元年に厚労省のほうから鉛管の衛生対策ということで通知が出ております。それで、平成4年に、鉛のほうの比率基準が、今まで0.1ミリグラムという基準が0.05ミリグラムというふうに厳しくなりました。その当時、その後に、平成14年に今度、0.05ミリグラムという基準が、またさらに0.01ミリグラムということで比率の基準が厳しくなしまして、鉛については当然、体内に入りますと抜けていきませんので人体には害はございます。ございますけども、実際どういう弊害があるかと言いますと、鉛管のところには水が滞留している状態、例えば旅行なんかにいった時に二、三日水を使っていないという時については、その中の滞留している部分で鉛が溶出するという経過がございます。ただそれは、その部分だけなものですから、朝一番にトイレを使っていただきまして、トイレで一回流していただきますとおおむねの水量がそういうふうにならぬように流れていきますので、それを通過すればもうほとんど鉛に害はないというふうになっております。ですので、そういった水質基準に対応する中では、鉛管を解消していかなくちゃいけないという形の方策で行っているものです。

中原輝明委員 それだでさ、いけないは役人のな、役人がいけないだ、はっきり言やそうじゃん。そのたんびわかるたんび。市役所も同じことだ。人がかわりゃ、また変わっちゃうでな。その辺をぴしゃっとしとかなきゃいけない、基本は、そうじゃん、役所だって人が、例えばさ、建設部長がかわりゃ、またとんでもないようなことでひっくり返しちゃう。だで、そこを一連でやるような仕組みを、これは副市長、とってほしいな。継続性っていうのを。新たに発生したものはともかく、すべての事業において、どう。そういう指導はしちゃいけない、勝手にやれか。

副市長 今申し上げましたとおりですね、鉛管の解消につきましては、国の方針で国の基準が変わっていますんで、それに従って着々と、粛々とやっていると、こういうことでございます。したがって、担当がかわっ

たらこの方針が変わるかと言えばですね、それはそうではありませんので。ただ、この水道事業の中で、それじゃ一気にそれが解決できるかというところでですね、なかなか、財政的なものもありますし、国の支援の方向性もありますので、その辺を見極めながらできるだけ早めにこれを解消するように努力しております。こういうことですので、ここでかわったから、これをやらないということではございませんので、ぜひその点は御理解をいただきたいと思います。

中原輝明委員 今の言ってるのはね、鉛管の話じゃないだよ。すべてのことが、市役所の、例えば中が、係長か課長がかわると、今までの経過のあるのをさておいてだ、経過を知りながら変わってくはいいぞ。そうじゃなくて、そのまま、こうじゃないか、ああじゃないかじゃなくて、前任者のやった続きの中で、おぞいところ、いいところあると思うで、修正するのはいいがさ。急にパツと変わるってことはいけないということだ。それが、事務引き継ぎの中にあるはずだ。それをしないようお願いしたいということをおれは言ってるわけ。

副市長 政策とか事業レベルの話ですから、これは当然、行政の継続性というのは担保されるべきでありまして、いろんな地元との約束なりですね、それから、経過の中で引き継ぐべきものは引き継いでいくと、こういうことを今までもやっておりますし、委員、何を御指摘されているかよくわかりませんが、担当がかわるたびに変わるということでは、私はないというふうに思っております。ただ、いろんな情勢も変わってまいりまして、それから、財政そのものも常に変化をしているわけですので、それにあわせながら臨機応変とは申しませんが、その時々には適宜ですね、一番最善の手を尽くすというのは、私は行政の務めだというふうに思っております。ただ、その経過は大事にしながら、その経過をきちんと御説明をして変わるものであれば、十分納得のいくような協議をしながら変えていくと、これが行政のあり方だというふうに考えております。

中原輝明委員 ちょっとこれ、要望で。副市長は、全くそれはそのとおりの話だと思うが、ここの皆さんは、副市長にしても何にしても、職員のここのところが悪かったということは言わないわけ。みんな、自分の考えなり、副市長と職員でも考えで一つにやっているということを言いたいと思うが、末端へいくとそうでもないんだよ。よく、そういう意見を吸い上げてやっていくようにしなきゃ。副市長は、それは理想のことを言うさ。ここは理想のこときりだ。おぞいことは何も言わんだ。それで、おれが一番、副市長から言ってほしいのは、例えば、職員にそういうところもあるでしょうが、これからは気をつけるとかさ。そうじゃなきゃ、まずくない。何でもいっきりじゃ。副市長には、何もおぞいことは何もないわけだ。おれたちが聞いてると、それぞれにいろいろあるんだよな。そういうものを失くすためにも、副市長がしっかりしてちゃんと指導をしなきゃいけないと、こういうことだ。それは要望。答えはいらないわ。

副市長 いや、答える。御意見ごもっともでございますですね、私どもの、あるいは部長、管理者の目が届かないところにつきましては、ぜひ議員からも、あるいは市民の皆さんからも御指摘をいただいて、正すべきものはきちんと正すということでございます。

建設維持課長 今の鉛管に関して補足をさせていただきます。先ほど補佐のほうから説明したとおり、鉛管解消については、年次的に随時行っておりますし、あわせて漏水管の布設がえもあわせて行っておりますのでよろしく申し上げます。それと、鉛管解消につきましては、今、策定しておりますけれども、実施計画の中でも平成31年をめどに解消する予定で計画を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 それでは、私のほうから。30ページの小曾部浄水場関係の修繕費用ですが、1,567万5,000

0円余ですが、これ具体的にどんな修繕工事をやったか。

建設維持課長 小曾部浄水場関係の修繕については3件ありまして、主なもので言いますと、ろ過池の流入路の改修工事が1,512万円かかっており、その他2件については係長から。

浄水係長 今、課長の説明がありました小曾部浄水場の修繕関係ですけれども、大きなものはその1件、あとそのほかのものにつきましては、浄水場内のポンプ等の更新工事ということになっております。

委員長 ろ過池へ導水する補修ということですが、小曾部浄水場は、取水堰から自然流下だよ。取り込みは、浄水場まで。具体的に直したっていうのは、導水管の部分直したのか、着水池か、その辺のところをちょっと説明して。

浄水係長 この小曾部浄水場のろ過池、流入堰の改修工事の内容ですけれども、ろ過池、小曾部浄水場のろ過池は鋼板製のろ過池でありまして、こちらにつきましては、鋼板製ということもありまして塩素の影響を受けまして流入堰の部分が大分さびが発生しておりまして、これは年次的に改修をしておりますけれども、やはり一番最後、上部部分の流入堰でトラフですとか、沈殿池からろ過池へ入れるためのところの改修ですとか、あと、流入堰の改修、交換を行ったものです。

委員長 平成22年度の経営状態であります。経常収支比率が、平成21年度が97.69、平成22年度が102.05ということで改善をされているわけで、結構なことですが、これは、経常収益がふえたのか、経常費用が減ったのか、この好転した要因はどのような要因でしょうか。

経営管理課長 担当係長から説明させていただきます。

庶務係長 経常収支比率の関係でございますけれども、全体的には経常収益がですね、前年に比べて、税込みにはなりますけれども、経常収益、9.1%ほどふえているということがございます。あと、費用的な面では、電気とか補修費が若干減ってきているということもあります。いずれにしても、去年は欠損金が出ていますけれども、ことし、平成22年度の収益では、損益計算書にもあるように2,600万円ほどが利益になっているということで、収支が改善されてきているということが、今の原因ではないかということでございます。それから、収益がふえて純利益が出たというところが、一番の大きな原因になっているかと思えます。

委員長 これ山崎部長、簡単に言やあ、水道料が伸びたというふうな。

水道事業部長 先ほどの細井係長の説明のとおりでございます。主な理由は経常収益、特に水道料金収入、これが大幅に伸びた、好転したというぐあいにお考えいただければと思います。

中村努委員 28ページのボトルウォーターの販売収益ですが、これ、製造費用とか支出のほうで出てこないように思うんですが、これはどういうことでしょうか。

庶務係長 ボトルウォーターの作製につきましては、平成21年度予算でつくったものを現平成22年度まで売ってございまして、それが売れたものがここに書いてある22万円余になるわけでございますので、平成23年度にも、今回また2万本を新たに追加発注をいたしまして製造してございますので、平成23年度にはまた製造の分が出てきます。平成21年度に出たものを平成22年度に売ったので、平成22年には製造の費用は全く計上されてございません。

中村努委員 わかりました。

副委員長 教えてください。勉強させてください。水道料金の未収金についての時効等の理由により不納欠損

と説明書に書かれておりますが、時効は何年なんですか、教えてください。

経営管理課長 水道料金の時効につきましては2年という形になっております。

西條富雄委員 ありがとうございます。いいです。

中村努委員 それだけだと誤解しちゃいけないので、どういう場合の2年なのかということ、もうちょっと丁寧に説明してください。

経営管理課長 係長のほうから説明させていただきます。

庶務係長 水道料金の時効につきましては、従前であると、水道施設というものは公のもので、下水道使用料と同じ5年ということで解釈をされていましたが、平成15年10月に最高裁判決が出まして、その時に、水道の契約、登記契約は私法上の契約ということで民法の適用を受けるという形に変わりました。それによりまして、民法の適用を受けるものについては、民法にもあるんですけども、水道の料金の債権については、消滅時効が2年ということで、解釈が平成17年に、最高裁の解釈が変わったのが平成15年で、その後、総務省の事務連絡等が平成16年の11月にありまして、現在は2年ということで、時効については、水道事業についてはそういうことでやっております。

中村努委員 要は、時効が始まる時ですけど、請求書を出して相手に届いていけば、それは時効は発生しないということですかね。

庶務係長 時効は2年ということで、届いてからということにはなると思うんですけども、どちらにしても時効が成立するのは、個人からの援用が必要なものですから、個人の方が、それについてもう債権がない、債権というか、その権利がないですよということを本人が言ってくると時効が成立するという形にはなります。

中村努委員 だから、要は、請求書が届いて、ただ支払わないでいるっていうのは時効の対象にはならないよということですね。

経営管理課長 そのとおりです。

水道事業部長 請求だけではですね、時効の停止要件には当たりません。そのためにですね、水道事業部の新たな取り組みとしまして、平成22年度から時効の中断をかけるためにですね、分納誓約という、相手方が支払う意思を確認する書類を取りましてですね、時効に対応していきたいというぐあいに考えてますし、あと、先ほどちょっと細井係長のほうから話も出ましたが、あくまでも時効は2年という形になっておりますけども、債務者のほうから、時効を受けた利益、時効の援用ですけども、そういうものがなされない限りはですね、債権、債務関係は継続していきますので、取れるところは引き続き料金の徴収のほうはしていきたいというぐあいに取り組みのほうを進めさせていただいています。

議長 各浄水場のですね、耐震化についてはどんな計画をされてるのか。それと、地震の際に、送水管とか導水管がやられた場合の給水体制というものについては、どんなふうに計画というか、策定されていますか。

上水道係長 各浄水場の耐震の関係ですけども、水道事業の中でも各浄水場の耐震一次診断を行いまして、今現在、床尾浄水場の沈澱池につきましては耐震がされていないということで、本年度、実施設計を行いまして、来年度耐震化という形でやっております。あと、各浄水場につきましては、二次診断等をこれから行っていくという形になるかと思っておりますけども。配水池のほうにつきましては、応急給水拠点整備ということで市内5カ所整備するというので、現在、上西条配水池と片丘西部配水池、この2カ所につきましては緊急遮断弁

がついております。ですので、地震と、あと、過大流量と言いまして、管が破裂して水が流れた時には、弁が自動的に閉まるという形で今、この2カ所の配水池につきましては整備が済んでいます。今年度につきましては、郷原配水池、こちらにつきましては今、3,000立法メートルと5,000立法メートルの配水池がございまして、こちらのほうに今年度事業で緊急遮断弁と、あとその道路を挟んで反対側に旧郷原配水池の跡地がございまして、そちらのほうを給水拠点としまして、給水車が入って水がくめるような形。それとあと、一般住民の方が来られて水がくめるような形での拠点整備ということで、今年度事業として行う予定でございます。そのほかににつきましては、長崎の配水池を改修していくということと、あと、吉田につきましては、吉田に深井戸がございまして、そちらを災害時に給水拠点として整備をするという形で今、計画を進めてございます。以上でございます。

委員長 ほかに、よろしいですかね。

上水道係長 済みません。今、5カ所ではなくて、6カ所になりましたですね。

委員長 ほかに、よろしいですかね。それでは討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 特に反対の御意見がないようですので、議案第11号平成22年度塩尻市水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認め、議案第11号平成22年度塩尻市水道事業会計決算については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。それでは、次に進みます。

議案第12号 平成22年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

委員長 議案第12号平成22年度塩尻市下水道事業会計決算についてを議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは私のほうから、議案第12号塩尻市下水道事業会計決算認定につきまして御説明申し上げます。それでは、塩尻市下水道事業会計決算書より説明いたしますので、初めに46ページをお開きください。本市の下水道全体計画面積は1,729ヘクタールでございまして、それに対する面整備率は97.3%でございます。人口普及率は99.8%となりました。水洗化世帯数は2万943世帯となり、前年度に比べ293世帯の増加で、水洗化率95.4%となりました。年間有収水量は628万9,148立法メートルで、前年度に比べ6万4,905立法メートル、率にしまして1%増でございます。有収率は82.7%でありました。

浄化センターにおきます処理水量は730万1,600余立法メートルで、前年度53万6,300立法メートルの増でございました。榎川処理場における処理水量でございますが、17万7,700立法メートルでございます。前年度1万500立法メートルの減でございました。

この建設事業の概況につきましては、塩尻処理区の汚水管渠工事延長1,116メートルを実施し、農業集落排水事業上田処理区の北小野処理区への統合に伴います汚水管渠工事延長226.1メートルを実施いたしました。あわせて雨水管渠3路線延長227.6メートルを整備いたしました。また、塩尻市の浄化センターにつきましては、第2期再築更新工事としまして耐用年数に対する施設・設備・機械及び機器の改修を実施いたしました。

47ページのウ財政状況につきましては税抜きで申し上げます。初めに、収益的収入の収入額は20億475万円余で、その主なものが、下水道使用料13億6,632万円余、他会計負担金6億3,094万円余であります。これに対する支出総額は19億8,275万円余で、その主なものは、委託料2億6,311万円余、減価償却費8億2,627万円余、企業債利息5億5,904万円余等であり、収支差引2,200万円余の当年度純利益となりました。これによりまして、当年度未処理欠損金1億4,497万円余は、翌年度繰越欠損金として処理いたしました。

48ページをごらんください。資本的収支の収入総額は10億9,736万円余でございまして、その主なものが、企業債6億2,740万円、他会計負担金3億921万円余、国庫補助金1億3,238万円余等であります。これに対する支出総額は18億4,492万円余で、その主なものは、建設改良費3億9,769万円余、企業債償還金14億4,722万円余等であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億4,854万円余につきましては、当年度消費税資本的収支調整額99万1,000円余、過年度分損益勘定留保資金4億8,724万円余、当年度分損益勘定留保資金2億6,031万円余で補てんいたしました。

次、68ページをごらんいただきます。平成22年度の経営成績をあらわします損益計算書でございます。損益計算書につきましては税抜きで記載してございます。1の営業収益は、下水道使用料、一般会計からの雨水処理負担金、高資本対策費負担金等が計上されておまして、計19億9,813万円余でございます。

2の営業費用は、管渠費、浄化センター費、処理場費を計上しておまして、計14億1,223万円余でございます。

営業利益は、営業収益から営業費用を引きました額で、5億8,589万円余になっております。

3の営業外収益といたしまして、指定工事店登録更新手数料等の雑収益、また退職給与引当金が主なもので、計662万円余でございます。

4の営業外費用は、過年度に借り入れた起債の支払利息が大きく、5億5,904万円余が主なものでございます。

経常利益は、営業利益へ営業外収益を加算し、営業外費用を減じた2,904万円余となります。よって、当年度純利益は、経常利益から特別損失を引いた2,200万円余の利益計上となっております。また、当年度未処理欠損金は、1億4,497万円余となっております。

次に72、73ページをごらんください。下水道事業の財政状態をあらわします貸借対照表でございます。本市は、約398キロメートルの汚水管渠、大小あわせまして137カ所のポンプ場、3カ所の下水処理場を設けております。建設費に膨大な投資を行い、その施設の管理運営をいたしております。平成22年度の資産合計でございますが、487万8,852万円余を有しております。負債額が17億5,273万円余、資本合計が470億3,579万円余となっております。資本金と剰余金を合わせました資本金の合計は、470億3,579万円余で、これに負債合計を合わせた負債資本合計は、資本合計と同額の487億8,527万円余となりまして、バランスの取れたものとなっております。

続きまして75ページをごらんいただきたいと思います。収益費用明細書からそれぞれの科目につきまして、項と目別にその概要を税込みにて説明させていただきます。まず、収益の部でございますが、款、下水道事業収益、目、下水道使用料14億3,463万円余は、収納率98%、使用料対前年度比2.2%増、3,094万

円余の増額でございます。目の他会計負担金、こちらは6億3,094万円余でございますが、地方公営企業操出基準により一般会計が負担すべきものとしてのものでございます。

次に頂の営業外収益でございます。目、雑収益でございますが、154万円余でございますが、こちらにつきましては指定工事店登録更新手数料が主なもので、現在の指定工事店数158社でございます。

頂の営業費用でございますが、76ページをごらんいただきたいと思っております。目、管渠費でございます。5,830万円余でございますが、管路施設、マンホールポンプ場の適切な維持管理により安定したサービスを提供した経費でございます。節、委託料でございます。1,832万円余でございますが、マンホールポンプ場維持管理業務委託料といたしまして1,635万円余は、137カ所の維持管理業務委託が主なものでございます。節の修繕費2,596万円余でございますが、マンホールポンプの修繕費、また管路施設の修繕費でございます。節の動力費でございますが、1,037万円余でございますが、先ほど申し上げましたマンホールポンプ場137カ所の電力使用料でございます。私からは以上でございます。

浄化センター所長 引き続きまして76ページの浄化センター費をお願いしたいと思います。3億9,641万7,075円につきましては、塩尻市の浄化センターの730万トン処理水量でございますが、それと槽川処理場の処理水量17万7,000トン余の維持管理、運転の費用でございます。

77、78ページをお願いしたいと思います。主たるものを御説明申し上げます。この中の備消耗品費207万8,887円でございますが、これは、施設用の備消耗品費ということで、脱臭用の防臭フィルター、あるいは顕微鏡、硫化水素の測定器、pH計、機器の油脂類の備消耗品でございます。

その下の委託料でございますが、2億2,430万8,874円でございますが、その主なものといたしましては、2番目の清掃業務委託料でございますけれども、これについては、管理棟あるいは機械棟の清掃委託ということでございます。それと、4番目の電気設備計測器点検業務委託ということで210万円でございます。これにつきましては、放流の流量計、あるいは送風機の計測設備、あるいは環境監視制御の装置等の点検業務委託でございます。6番目の公害測定委託料でございますが、491万6,100円ということでございますが、これにつきましては、放流水の水質測定、年24回ですか、それと流入水質の測定12回、それと汚泥分析の4回ということで、これらの公害測定の委託料でございます。下から4番目の運転管理業務委託でございますが、これにつきましては9,240万円ということでございます。内容につきましては、塩尻市浄化センターの処理能力3万700トンでございますが、その運転の管理ということで、内容といたしましては、汚水及び汚泥処理施設の全過程の運転、あるいは監視業務、各種機器の点検、流入、整備、補修、整備、記録などの業務でございます。その下の脱水ケーキの処理委託料でございますが、これにつきましては、平成22年度につきましては、汚泥の処理5,484トンでございますけれども、処理委託業者につきましては4業者ありまして、うち3業者につきましては、セメントの原材料としての再処理と、そしてもう1社につきましては、路盤改良材などにリサイクル処理してやるということでございます。その下の汚泥貯留槽外清掃委託料でございますが、貯留槽の外の清掃に汚泥の移送管の清掃等も入ります。115万5,000円ということでございます。

次に修繕費でございますが、6,195万円ということでございます。施設修繕費が4,607万3,863円でございます。主な修繕の内訳といたしましては、ナンバー3の脱水機の軸受けの交換、あるいは本体ロールの部分の塗装等で2,385万円余でございます。修繕工事が5件ありまして4,150万6,500円という

ことでございます。修繕引当金積立1,587万6,137円でございますが、これにつきましては、大規模な修繕、あるいは突発的な修繕に対応するため、その修繕引当金積立ということでございます。

次の工事請負費588万円につきましては、テニスコートの移設工事費でございます。移設の理由といたしましては、今、第2期の改築工事、機械棟のホッパーの増設工事をやっております。それに伴いまして、前は2面ありましたテニスコートを1面に減らしてですね、その移設をしたということでございます。

78ページをお願いいたします。動力費4,212万5,977円でございますが、これは浄化センターの運転します施設電気料ということで、年間322万8,300キロワットというところでございます。前年に比べて約3.7%の減ということです。

次に薬品費4,004万1,786円でございますが、これは施設の浄化センターの薬品ということで、主なものは脱臭剤それと凝集剤ですが、それがそれぞれ3,100万円というようなものでございます。

その下の小野水処理場費でございますが、委託料1,812万9,928円でございますが、これについては辰野町の小野水処理センターの維持管理委託料ということで、管渠施設、あるいは処理施設の維持管理等の、辰野町に委託しているものでございます。

引き続きまして、目の櫛川処理場費でございます。2,257万5,554円でございます。これにつきましては、処理水量、年間ですが17万7,000トン余の処理に伴います維持管理、運転の費用でございます。その節の委託料でございますが、1,449万9,080円でございますが、その主なものについては汚泥運搬の委託料ということで、年間144トンの運搬ということで907万7,720円。その運転管理業務委託料といたしまして521万8,500円ということで、各種機器の運転操作、あるいは監視、点検、記録、日報・月報等の作成等、行っているものでございます。その下の修繕費328万円でございますが、施設修繕費260万4,000円でございます。主なものにつきましては、主ポンプの修繕、そして消防水のポンプ、破砕機の修繕等が主なものでございます。その下の修繕引当金積立が67万6,000円ということでございます。その下の動力費190万15円、これにつきましては櫛川の施設電気料ということで、運転する電気料ということで、11万9,731キロワットを年間使ったということでございます。その1つ下の負担金265万6,000円でございますが、木曾広域の連合負担金ということで、旧櫛川村の時にですね、汚泥を上松町の汚泥集約センターのほうへ持って行っていたものでございまして、その汚泥集約センターを建設した時の起債の償還分ということで、265万6,000円でございます。私からは以上でございます。

委員長 簡潔にお願いします。

経営管理課長 79ページをごらんください。項、営業費用の水質規制費でございます。664万5,000円余につきましては、職員1名分の人件費と特定施設の事業所10カ所の水質検査が主なものでございます。

次に目、普及促進費でございますが、節の補助金及び交付金といたしまして45万2,000円余。こちらにつきましては、排水設備改造資金利子補給金で、融資件数65件分でございます。

目、業務費の5,262万5,000円余でございますが、人件費また下水道使用料徴収の事務手数料等で、上水道へ委託したものが主なものでございます。

総係費4,877万7,000円余でございますが、経常経費が主なものでございます。

81ページをごらんください。目、減価償却費のうち、節、有形固定資産減価償却費につきましては8億2,

4 5 3 万円余でございますが、取得価格より残存価格を除いた額を耐用年数で割ったものでございます。

次に目の資産減耗費でございます。6 3 9 万円余でございますが、市街地再開発事業等に伴う排水施設撤去にかかわる除却費でございます。

8 2 ページをごらんいただきたいと思ひます。項の営業外費用でございます。節の企業債利息でございます。5 億 5 , 9 0 4 万円余につきましては、過年度に借り入れた起債の利息で、3 8 3 件になります。明細については 8 8 から 9 8 ページをごらんいただきたいというふうに思ひます。

目の消費税でございますが、4 , 2 5 9 万円余につきましては、仮受け消費税と工事費等でお支払いしている仮払い消費税との差額を納付したものでございます。

目の繰延勘定償却 4 3 8 万円余につきましては、上下水道料金システム開発費の償却費でございます。

項の特別損失でございます。7 3 9 万円余でございますが、平成 1 7 年度分不納欠損等の未納金 7 3 8 万円余と過年度収益修正還付金 1 万 1 , 0 0 0 円余でございます。私からは以上でございます。

建設維持課長 続きまして 8 3 ページをお願いします。資本金収入支出の明細について御説明申し上げます。資本金収入であります 1 1 億 1 , 4 8 6 万円余につきましては、企業債が 2 億 2 , 7 4 0 万円、資本費平準化債が 4 億円。

負担金の 3 億 4 , 8 4 6 万円余につきましては、他会計負担金 3 億 1 , 9 0 5 万 4 , 0 0 0 円、建設工事負担金 6 1 8 万 2 , 0 0 0 円余、受益者負担金が 2 , 3 2 3 万 2 , 1 0 0 円となっております。

補助金でありますけれども、国庫補助金として 1 億 3 , 9 0 0 万円、これは社会資本整備総合交付金といたしまして、雨水渠並びに浄化センターの国庫補助対応分の補助金であります。

8 4 ページをお願いします。資本金支出でありますけれども、1 8 億 6 , 3 4 1 万円余であります。建設改良費 4 , 1 6 1 万 9 , 0 0 0 円余でありますけれども、公共下水道事業管渠施設費といたしまして 2 億 4 3 8 万円余であります。そのうち委託料でありますけれども、1 , 6 9 4 万 9 , 0 0 0 円余でありますけれども、これは公共下水道等の実施設計委託料といたしまして長寿命化計画策定等の継続分であります。工事請負費でありますけれども、1 億 8 , 4 6 9 万 7 , 0 0 0 円余でありますけれども、管渠工事、これは広丘野村等の雨水線工事 1 4 工区を行いまして、延長 1 , 1 1 6 . 1 メートル分の 9 , 9 3 0 万円余であります。雨水渠の工事、これは雨水渠の奈良井川右岸 5 - 1 号線と田川左岸 3 - 1 号線合わせまして、2 2 7 . 6 メートル、8 , 3 5 0 万 8 , 0 0 0 円余であります。道路復旧工事につきましては、関連します 4 2 6 平方メートルにつきまして 1 8 5 万円余であります。次の補償費でありますけれども、1 4 5 万 6 , 0 0 0 円につきましては、水道施設等の移転補償費であります。

次、処理場建設費のうち、委託料 1 億 6 , 0 2 0 万円でありますけれども、これは塩尻市浄化センターの 2 期工事分の建設工事委託料 1 億 3 , 5 2 0 万円と、平成 2 3、2 4 年度施工分の浄化センターの実施設計業務委託料 2 . 5 0 0 万円であります。

次、特定環境保全公共下水道事業管渠施設費 2 , 5 0 5 万円余でありますけれども、委託料でありますけれども、4 9 万 5 , 6 0 0 円ありますけれども、これは特環の下水道等実施設計委託料、奈良井川の国道拡幅工事に伴います実施設計の委託料であります。工事請負費 2 , 2 5 2 万 5 , 6 5 0 円ありますけれども、管渠の工事費、上田地区、宗賀地区、奈良井地区の 3 工区合わせまして 2 8 0 . 7 メートルの管渠工事費であります。

続きまして 8 5 ページをお願いします。企業債償還金でありますけれども、1 4 億 4 , 7 2 2 万円余あります

けども、企業債償還金として1億3,928万1,000円余であります。合わせて、資本費平準化償還金が5,441万2,000円余となっております。私のほうは、以上です。

委員長 この際に申し上げます。午前11時20分まで休憩をします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。それでは、下水道事業決算でございますが、説明が終わりましたので質疑を行います。委員より御質問がありますでしょうか。

副委員長 説明77ページの下から2行目、修繕費の備考欄に修繕引当金積立っておりますが、この積立について、引き出した実績とかそういうのはありますか。ずっとこのまま使わずに貯まってきているのでしょうか、その辺教えてください。

庶務係長 修繕引当金につきましては、過去の経過は私のほうでは、ちょっと今わかりませんので、また後ほど調べさせていただきますけれども、今現在の積み立てといたしましては、貸借対照表の中で、73ページになりますけれども、修繕引当金ということで1億950万円余ありますので、これだけは今のところ積み立てをしておりますということで、今までこれを引き出して修繕を行ったかというのはちょっと調べさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

副委員長 私も勉強で済ませません。私は、引当金がどんどん、どんどん膨らんでいった場合には、その部分が隠れたお金になってきますが、そういうことはあるのでしょうか。年々ふえてるのでしょうか。

水道事業部長 基本的には積立金のほうは、当年度予算に対して使います修繕費の残りをですね、引き当てているような形、引当金として積み立てている状況です。先ほど細井係長のほうから話がありましたとおり、貸借対照表では今のところ1億4,000万円強の金額が積み立てできてます。これの用途につきましてはですね、地震等の災害時、緊急的な修繕等が必ず必要になります。そういう場合のためにですね、積み立てをしているものでございまして、ちょうど水道事業会計のほうでは約2億円強くらいのところまで積み立てしておりますので、そのくらいまではですね、修繕の引当金の積み立てのほうは継続していきたいというぐあいに考えております。

ただ、使用料、収益状況を見る中ではですね、なかなか使用料収入が上がらずにですね、厳しいような予算計上がある場合については引当金を取り崩しまして、表収益を計上してですね、年間の予算を立てるということも考えてはおります。

副委員長 ありがとうございます。2億までというめどもいただきましたのでわかりました。ありがとうございました。

委員長 この下水道につきましては、当年度の純利益が2,200万円余ということであります。それから、処理区も北小野・上田処理区の統合ということで、下水道の決算としては大変いい方向でやっているというふうに見受けられますが、ただ1点、77ページの浄化センターでね、テニスコートの移転工事が588万円ということで、2面を1面にしてこれだけの金がかかっているけれども、これは全部上の土を取って工事をやって戻すと、そういうことで1面にしちゃかなり高い工事だと思いますが、具体的に説明してほしいと思います。

浄化センター所長 2面というのは、当初2面あったのは南北に2面あったということで、今回、先ほど申し

たとおり増改築したことによって、テニスコートが邪魔って言やおかしいんですが、ちょっと移設しないと増築できないという形の中で、今度は1面を今度は何て言いますか、中央道と平行するような形で、要は東西っていうような形で移設、横にしたと、平行にしたというような形の方法で、主なあれにつきましてはネットフェンス、テニスコートの中へ、場内へ入られるとちょっと危険ですので、それに伴いますネットフェンスとか、そういうものの費用がかかったということと、当然、南北を今度は東西にしたことによってコートが形状が変わったということで土の入れかえ等も工事費としてみると。

委員長 そうすると、2面を1面に減らすことは、地元の吉田区だけ関係者っていうか、皆さんは了解しているわけですか。

浄化センター所長 これにつきまして地元って言いますか、平成21年度、移設する前年度ですけれども、平成21年度に多分6月、7月ごろと、それで12月、平成21年度ですね、12月に、2回ほど地元とですね、話し合う中で覚え書きをですね、維持管理等の地元との覚え書きを結んでですね、維持管理については地元というような形で今、話し合いをしたところでございます、移転について話し合ったんです。

委員長 一般的にはね、テニスコートっていうのは南北につくるのが試合の開催っていう時にね、ちょっと東西方向につくるってのは偏るけど、まあ公式なコートじゃないでもいいかもしれませんが、いずれにしても2面あったのが1面ということと、これだけ、ファクターの部分フェンスでおおたってね、そういうことだと思いますが、地元とトラブルにならないようお願いをしておきます。

青木博文委員 ちょっと簡単な質問で申しわけございませんが、現在水洗化率がですね、95.4%であるわけでございますが、全戸水洗化の推進については、どんなようなお考えでしょうか。

委員長 どなたか、だれでも、わかる人。

建設維持課長 水洗化につきましては、先ほどのとおり公共下水道の区域、また農集配区域につきましてはそれぞれ、農集は別ですけれども、公共下水道と環区域につきましてはそれぞれ污水管を布設している箇所につきましては、ほぼ水洗化していただいておりますけれども、各家庭の事情等もありましてまだ水洗化になっていない部分もありますので、広報を含めたり、それぞれの計画を通してまた水洗化について御協力願うように進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

青木博文委員 上下水道ですね、未収金の件なんですけど、少しは減っておるわけですが、現在5,600万円ぐらいあるわけでございますが、この辺の収納率を上げる対策というのは何かお考えでしょうか。

経営管理課長 まず昨年の対応でございますけれども、毎月になりますけれども、給水停止等を行いまして収納率を上げる。また、先ほど部長からもありました分納誓約書等もいただきまして収納率を上げると。また、昨年度は2月、3月におきまして、水道事業部を挙げまして月間といたしまして事業部で取り組んでまいりました。今年度につきましても、この9月、10月にかけて、また年度末におきましても事業部を挙げて対応するというふうに、現在考えているところでございます。以上でございます。

中村努委員 コンビニ収納ですが、普通の金融機関より手数料がいくらか高いとは思いますが、この費用対効果を総括的にどういうふうに考えていますでしょうか。

委員長 わかる人。

水道事業部長 コンビニ収納につきまして、今、御指摘のとおりですね、一番収納にかかる費用といたしまし

ては高額になっています。1件当たり税込みで56.4円か、というような状況で、あとは口座振替あるいは窓口の対応になりますが、口座振替のほうがちょっと詳細は後ほど料金係長のほうから説明させますけども、口座振替とか窓口払いのほうが安価であることはあるものですから、こちらのほうは、水道事業部としてはですね、促進はさせておりますけども、やはりですね、24時間支払いが可能だというコンビニのほうが年々ふえておりまして、今年度ですか、平成22年度におきましては3万8,000件強がですね、コンビニ収納の振込になっていると。これは、前年度対比3,700件というような状況です。全体に占める割合でまいりますと6.2%というような形でございますけども、これによりまして約8,600万円が入っていると。確かに手数料は高いですけども、滞納の抑制にはなるという評価をさせていただいてですね、こちらのほうもコンビニ収納のほうは継続していくという状況でございます。個々の単価については担当係長のほうから説明いたします。

料金係長 今のコンビニ収納でございますが、今は水道料金の10.7%ほどを占めてございまして。

水道事業部長 単価を説明してください。

料金係長 単価ですね。1件当たり52円でして、それに消費税がつくという単価でございます。大体、月に二十何万、20万円ぐらいほど払っております。料金を払う方はですね、24時間いつでも払えるということで、それを希望する方も数多くなっております。

中原輝明委員 78ページの上段の薬品と、下段の薬品の差があるけども、上段のほうは、数字を言やあ目についちゃっていけないが、上段のほうは下水道、下は槽川地区だが、この比率があんまり多いような気がするが、金が、1億に近いけども、槽川は、薬品。

〔「9万7,000円」の声あり〕

中原輝明委員 間違えた。悪い、悪い。けた違い。取り消します。

副委員長 その薬品のことでちょっとお伺いしたかったんですけども、凝集剤等の件で。今、凝集剤は何をお使いでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

浄化センター所長 係長のほうから。

浄化センター担当係長 高分子凝集剤を使用しております。

副委員長 その辺につきまして、大分ダイオキシン発生だとか等々の問題で切りかえている部分があると思うんですが、そういったことはありますでしょうか。いわゆるパック。パックじゃなくて、塩化第二鉄。

浄化センター担当係長 塩素を使ったものではないです。

副委員長 それがわかればいいです。塩素を使っているのであれば、ダイオキシンが発生するということで切りかえておりまして、切りかえていけば単価も下がってくるものですから。4万使っていらっしゃる中について、予算はどうか質問したかったんですけど、それはいいです、却下します。

議長 60ページのね、浄化センターの脱水ケーキの処理の委託の関係ですけど、これが6社に委託されているようですが、契約、例えば何年契約とか、そういった契約内容っていうのはどうなってますか。

浄化センター所長 毎年ですね、その4社につきまして見積もり入札を行っております、毎年その単価で、入札した単価で処理していただくということですので。

議長 量的なものは、量っていうか、単価を決めて量を掛けるわけだね。

浄化センター所長 単価を決めて量を掛けて幾らと。処理幾らということでございます。

委員長 ほかにありますか。よろしいですかね。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、議案第12号平成22年度塩尻市下水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認め、議案第12号平成22年度塩尻市下水道事業会計については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。それでは、次に移ります。

議案第13号 平成22年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

委員長 議案第13号平成22年度塩尻市農業集落排水事業会計決算についてを議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは、塩尻市農業集落排水事業会計決算書によりまして説明させていただきます。100ページをごらんください。業務の状況について申し上げます。農業集落排水事業につきましては、上田処理区を特定環境保全公共下水道事業の小野処理区に統合いたしまして、施設の効率的な運用を図りながら事業運営に努めてまいりました。年度末の対象区域内世帯数及び人口につきましては、2,113世帯、6,742人で普及率は100%となりました。水洗化世帯数は1,841世帯となり、水洗化人口は6,084人で、水洗化率は90.2%でした。年間有収水量は52万6,813立方メートルで、前年度に比べ2,597立方メートル減少し、有収率は92.9%でございました。

この建設事業の概況でございます。上田処理区の統合によります上田処理施設内の機械設備等の撤去工事と、贅川処理区で汚水支線工事14.5メートル等を実施いたしました。

この財政状況につきましては、初めに収益的収支の収入総額は、3億3,550万円余でございます。その主なものでございますが、農業集落排水施設の使用料が1億639万円余、他会計負担金が2億2,900万7,000円余でございます。これに対する支出総額は、3億3,082万6,000円余。その主なものでございますが、委託料の3,383万8,000円余、減価償却費1億3,789万円余、企業債の利息8,026万8,000円余でございます。101ページでございますが、収支の差引467万4,000円余で、当年度純利益がありました。これによりまして、当年度未処理欠損金が3,419万5,000円余、翌年度繰越欠損金として処理いたしました。

資本的収支でございますが、収入総額が6,358万2,000円余。その主なものでございますが、他会計負担金で6,141万5,000円余、受益者負担金216万7,000円余等でございます。これに対します支出総額が1億9,295万9,000円余。その主なものは、建設改良費で202万5,000円、企業債償還金で1億9,093万4,000円余等でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億2,937万6,000円余につきましては、過年度分損益勘定留保資金2,577万5,000円余、当年度分損益勘定留保資金1億360万1,000円余で補てんをさせていただきました。

次に115ページをごらんください。平成22年度の経営成績をあらわします損益計算書でございます。損益

計算書につきましては、税抜きで記載してございます。収益の1営業収益でございますが、農業集落排水施設使用料、また一般会計からの負担金等が計上されておりまして、3億3,547万円余でございます。2の営業費用でございますが、管渠費、浄化センター費を計上しておりまして、計2億4,790万円余でございます。営業利益につきましては、営業収益から営業費用を抜きました額で8,756万円余。4の営業外費用で、支払利息が主なものでございまして、経常利益は477万2,000円余でございます。当年度純利益につきましては、467万4,000円余となっております。

次に119ページをごらんいただきたいと思います。農業集落排水事業の財政状況をあらわします貸借対照表でございます。本市におきましては、約70キロメートルの汚水管渠、大小合わせまして61カ所のポンプ場、9カ所の下水処理場を設けております。その施設の管理運営をしております。平成22年度の資産合計でございますが、88億449万円余を有しておりまして、負債額が次ページにございますが、2,429万円余でございます。資本合計が87億8,019万円余となっております。資本金と剰余金を合わせた資本の合計は87億8,019万円余でございます。これに負債額を加えた負債資本合計は、資本合計と同額の88億449万円余となっております。バランスが取れたものとなっております。

それでは、122ページから収益費用明細書に基づきまして、項と目別に内容を税込みで説明させていただきます。まず収益の部でございますが、農業集落排水事業収益といたしまして3億4,082万円余。こちらにつきましては、目の農業集落排水施設使用料1億1,171万円余でございます。収納率につきましては98.6%でございます。また、目の他会計負担金でございますが、2億2,900万円余で、これにつきましては地方公営企業操出基準によりまして一般会計から負担していただいているものでございます。

次に123ページをごらんいただきたいと思います。項の営業費用のうち、目、管渠費1,861万円余につきましては、主にこちらにつきましては、管路施設、マンホールポンプ場の適切な維持管理によりまして安定したサービスを提供した経費でございます。節の委託料417万円余につきましては、マンホールポンプ場維持管理業務委託料として、61カ所の維持管理業務を委託したものでございます。節の修繕費985万円余でございますが、こちらにつきましては、マンホールポンプ6カ所の修繕工事を実施いたしまして機能維持を図ってまいりました。私からは以上でございます。

浄化センター所長 それでは、目の浄化センター費でございます。6,332万3,766円でございますが、これにつきましては、農集8カ所、それと集合排水処理、若神子地区ですがこの1カ所、合計9カ所の処理水量56万7,000トンによります運転の費用ということでございます。その下の委託料でございますが、3,135万8,268円でございますが、そのうち浄化センター管理委託料1,431万1,500円ということにつきましては農集の維持管理、3社による委託ということでございます。その下の汚物汲取等委託料、これにつきましては、農集の汚泥の運搬委託ということで年間2,292トンの委託ということでございます。その下の上田農業集落排水処理施設清掃業務委託料189万円でございますが、これにつきましては、上田の農集が小野水処理センターへ接続したことによりまして、その上田の農集の利用といたしまして防火水槽の後利用として地元にご利用していただくために、ポンプ槽とか沈殿槽、濃縮槽などを清掃したということでございます。約758平方メートルほど清掃したということでございます。

次に124ページをお願いしたいと思います。修繕費でございます。1,320万1,650円でございます

が、これについては施設修繕費ということで、主なものにつきましては、勝弦、東山、岩垂農集の引き抜きポンプ、あるいは攪拌機、送風ポンプ等の修繕で5件ということでございます。それと、小さな修理24万4,000円がかかりました。その下の工事請負費でございますが、先ほど申したとおり、上田農集が小野水処理センターへ接続したことによりまして、その建屋でございますが、制御盤あるいは曝気装置、あるいは機械設備等の撤去費用でございます。後利用といたしましては、防災の備蓄倉庫として今後利用していく方針でございます。動力費でございますが、1,295万2,292円でございますが、これは農集の運転の施設電気料ということで、86万5,537キロワットということでございます。以上でございます。

経営管理課長 続きまして、目の業務費608万円余でございますが、こちらにつきましては人件費、農業集落排水施設使用料徴収の事務手数料等で、上下水道へ委託したものでございます。目の総係費982万円余でございますが、経常経費が主なものでございます。

125ページをごらんいただきたいと思っております。目の減価償却費1億3,789万円余につきましては、有形固定資産減価償却費でございます。

項の営業外費用でございます。8,648万円余でございますが、節の企業債利息としまして8,026万8,000円余でございます。過年度に借りました起債の利息で185件になります。明細につきましては、130ページから135ページをごらんいただきたいと思っております。

目の消費税でございますが、366万円余でございます。こちらにつきましては、仮受け消費税よりも、工事費等で支払いしております仮払い消費税の差額について納付したものでございます。雑支出255万円余につきましては、平成22年度の消費税納付額でございます。私からは以上でございます。

建設維持課長 126ページをお願いします。資本金収入支出の明細書でありますけれども、資本金収入の6,368万4,000円につきましては、他会計負担金6,151万円、受益者負担金が217万4,000円となっております。

127ページの資本金支出をお願いします。1億9,300万円余につきましては、道路建設改良費、農業集落排水事業管渠施設費でありまして、工事請負費といたしまして贅川汚水線工事のL14.5メートルを布設したことによりまして212万6,000円余であります。

企業債償還金でありますけれども、1億9,093万円余でありますけれども、企業債償還金として償還したものでありますのでよろしくをお願いします。以上であります。

委員長 この際申し上げます。午後1時まで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。

先ほどの西條委員の質問に対して答弁ができるようですので、答弁を求めます。

庶務係長 先ほどの下水道事業の関係のところ、修繕引当金の取り崩しがあったかどうかという質問でございますけれども、平成17年から企業会計になってございますけれども、それ以来、取り崩しはしてございませんので御報告いたします。

あともう1点、水道料金と下水道料金等の取り扱いの手数料のところですね、ちょっと報告をしていなかった部分がございます、口座の振替の手数料については10.5円、税込みですけども10円50銭。あと窓口払いにつきましては31円50銭ということ、あとコンビニについては54円60銭ということになってございますので、御報告をいたします。

副委員長 はい、いいです。ありがとうございます。

委員長 それでは農業集落排水事業会計決算につきまして、質疑を行います。委員より御質問がありますか。

中原輝明委員 ちょっとなんだ、全般の話だけでも、舗装復旧の問題ね、復旧。この問題で両方につながると思うが、業者にやって、昔から復旧工事は原形以上に復旧するっていう、そういう項目で、今、やってる、業者との書類の中では、そういうことはない、その書類の取り次ぎで、業者に例えばやらせる時に、舗装を切った場合に、復旧はどういうぐあいにするかっていう時に、昔は原形以上に復旧するって言葉があったのだがさ、そういう書類ってものはない。

水道事業部長 市が事業主体になって行った水道工事。

中原輝明委員 行った工事で、例えば、工事人が請け負った場合に、例えば、舗装を切ってこれを復旧する場合には、今以上、原形以上に復旧すること、言葉のそういう書類はある、出さない。

水道事業部長 工事の発注におきましては、設計の中で必要な範囲の復旧がですね、のみの施工になっています。ただし、施工におきましてですね、当初の設計以上に老朽化している等によりまして破損したような場合は、工事の中では一緒にですね、復旧のほうはやらさせていただきます。

中原輝明委員 例えば、復旧した後のてんまつっていうのは、後のだれかが検査を1回しただけで後は見ない、そこだけの話じゃないよ、全般だよ。あとさ、復旧して、きょう見て、例えばこの間から話いろいろ出てるが、マンホールの付近が沈んでいるとか高くなっているっていうのは、その保証期間っていうか、それは期間はどれくらい。あとそれで陥没したような場合は何を、その責任を持ってやるのか。業者が1年くらい見回りするのか、あるいはそのまんまでおいて新しくそのまま工事に出すか。そこらんところは、どういうぐあいにしてるの。基本的に。

建設事業部長 委員御指摘の、うちのほうで、道路管理でやっておりますので、建設事業部で。その関係について舗装復旧についてはですね、一応、契約期間のほうで瑕疵担保期間がございますので、その間については業者のほうで、私ども見ておかしいところは直させますけど、それ以外については、私どものほうでパトロール員がついてますので、それでおかしなところについては修繕させていただきますし、それで委員御指摘の現況以上っていうのは、昔の原状復旧工事っていうのがありまして、幅員から掘った場所から1メートル50センチメートル未満の場合は全幅やるとか、そういういろいろ占用条件がございます、道路管理者によって。市道の場合とか、国道とか、県道の場合については、そういう電建協定っていう昔のやつですけど、今、それはまだ生きていますので、路肩から1メートル50センチメートルだと思ったんですけど、その間のところで掘削した場合については全面復旧するとか、路肩まで全部やるとか、そういう条件はございますので。それは各占用条件はございますので一概に言えませんが、工事施工については瑕疵担保期間がございますので、その段階で路盤、それから舗装道等の場合については、業者のほうで1年だか2年だと思っておりますけど、直させていただきますし、あとについては各道路管理者の占用条件に基づきまして道路復旧をさせていただきます。そういう状態でございます。

中原輝明委員 この話はわかったがさ、それだで今、道路パトロールって話が出たもんで、ちょっとお伺いしたんで、しっかり指導してもらいたいのは、道路パトロール者がしっかり見て歩いてほしいってことをおれは言いたいだ。その指導はだれがするかって言えば、皆さんがするわけです。だでね、おれの言いたいのは、道路パトロールをやってる衆は穴を埋めるだけじゃなくて、でこぼこのところミスがあった時には報告をして、補修するっていうようなやり方をしていかなきゃいけないと思うが、いかが。

建設事業部長 建設事業部、責任を持ってですね、市道は管理させていただきますので、道路パトロール員のほかにですね、建設課、課を挙げてですね、月に1回はみんなで道路を回ってまして、そういう点についてまた直させていただきますし、一番は市民の皆さんからの情報いただきますもんですから、それで直させていただきますし、こういう道路損傷システムっていうものをですね、道路保全技術センターというものが、それを開発しまして、それは静岡市と塩尻市だけです。無償でそれをいただいているんですよ。それを使わせていただきまして、即座にGPSでその場所が把握できるように、それについて職員がすぐ飛んで行って修復していますので。

中原輝明委員 了解。

委員長 ほかにありませんか。

中村努委員 決算説明資料の一番最後のページ、農集排の11ページになりますけど、滞納分の収納率が平成22年度は例年より大分よかったと思うんですが、何か頑張った取り組みとかあったら教えてください。

経営管理課長 先ほども下水道事業でも、上水道事業でもお話しさせていただきましたけれども、私ども水道事業部一丸となりまして、平成22年度につきましては2月それと3月につきまして滞納月間といたしまして、各家庭等を訪問して活動をさせていただきました。また月に1度になりますけれども、例えば不納者につきましては、滞納整理をさせていただいているところでございます。それと今後につきましても、また先ほども言いましたけれども、10月また年を越して2月、3月等につきまして、そのような取り組みをしていきたいと思っております。以上です。

委員長 ほかによろしいですね。

それでは、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第13号平成22年度塩尻市農業集落排水事業会計決算については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認め、議案第13号平成22年度塩尻市農業集落排水事業会計決算につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第14号 平成22年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

委員長 議案第14号平成22年度塩尻市駐車場事業会計決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

商工課長 それでは議案第14号の平成22年度塩尻市駐車場事業会計決算について説明をさせていただきます。お手元の別冊の駐車場事業会計の、こちらのほうの黄色いほうの冊子で説明をさせていただきますので、

よろしく願いをいたします。

まず2ページのほうをごらんをいただきたいと思います。駐車場事業の概要についての説明をさせていただきます。総括事項といたしましては、昨年塩尻市駐車場事業の設置に関する条例をですね、一部改正を6月に改正させていただきました、平成22年7月1日から施行して、特別駐車によるウイングロードの利用者、あるいはえんぱークの利用者の駐車場利用にかかわる利便性を確保してまいりました。またえんぱークの開設、ウイングロードビル3階でのこども広場の開設に伴いまして、ハートフル駐車スペースを設けて駐車スペースの幅をですね、拡張したりするようなことの取り組みも行いました。さらに安全管理のためにですね、防火・防煙スクリーン、それから防火シャッター等の危険防止装置を昨年取りつけたところであります。このことからお手元の資料にありますように、大門駐車場の前年の駐車台数が525台から511台に減少しております。各駐車場の概要につきましては、おのおのごらんいただくとおりでございます。

次に業務状況ですけれども、月別の利用台数につきましてはお開きのページの次のページに、その月ごとの利用台数について4ページのほうに記載をさせていただいてございます。

また、もとに戻りますけれども、大門駐車場の延べ利用台数が4万3,512台で、前年対比で3万9,807台、8.8%の減少となりました。これは平成22年の2月にイトーヨーカドーが撤退しまして、平成22年の6月にウイングロードビルが再出発した間ですね、空白期間が平成22年度期間中に3カ月ございましたし、また7月にえんぱークがオープンする、それまでの期間4月から4カ月ございましたので、その部分の減少、あるいは消費動向全体もですね、落ち込んでいるというようなところがですね、要因かというふうに考えております。それから駅前広場駐車場につきましては、延べ利用台数が6万4,481台ということでございます。若干の増加ということになってきております。

続きまして3ページのほうに入りまして、財政状況について御説明いたします。収益的収支の関係でございますけれども、収入総額が6,488万7,114円で、支出総額が7,351万3,352円となりました。前年度との比較では、収入総額ではマイナスの65万5,293円、1.0%の減、支出総額は2,103万1,068円ということで40%強の増加ということになっております。したがって、差引では862万6,238円がですね、当年度の純損失ということになりました。

続きまして、少し下がります資本的収支についてでございますけれども、収入総額が、一般会計からの借入金2,000万円、支出総額が企業債元金償還金が4,259万9,998円でございます。なお資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,259万9,998円につきましては、過年度分の損益勘定留保資金33万3,933円、それから当年度分の損益勘定留保資金920万5,942円、それから減債積立金処分量として1,306万123円で補てんをさせていただきました。議会議決事項についてはごらんいただいたとおりでありますし、該当する工事については、ありませんでした。

次のページに移らせていただきます。業務量につきましては、先ほど全体の数字を説明させていただきましたので、省略をさせていただきたいと思います。

続きまして5ページの事業収益に関する事項でございます。主だったもののみ説明をさせていただきます。塩尻市大門駐車場の関係では、駐車場収益事業として5,203万1,362円ということで、内訳としましては、営業収益が2,548万9,845円、営業外収益が2,654万1,517円ということでございます。それ

から塩尻市駅前広場駐車場におきましては、事業収益として1,285万5,752円ということでございます。

次のページのほう、6ページのほうに移らせていただきます。事業費用に関する事項でございます。塩尻市大門駐車場につきましては、総事業費としまして6,816万6,984円ということで、その内訳としまして、営業費用が6,154万3,341円、それから営業外費用が662万3,643円ということでございます。それから塩尻市駅前広場駐車場につきましては、費用としまして534万6,368円ということでございます。

続きまして7ページのほうに移らせていただきます。重要契約事項については該当がございませんでした。

2つ目の企業債及び一時借入金の状況であります。企業債の償還につきましては、平成22年度公営企業金融公庫の平成4年分、平成5年分の2件にかかわる償還を4,259万9,998円、これにかかわる利息としまして548万7,143円、合計4,808万7,141円の償還支払いをした次第でございます。なお、未償還残高につきましては、18、19ページをごらんいただきますと、その一覧表について真ん中の4の項目でございますけれども、18、19ページのちょうど真ん中の欄にですね、記載をさせていただいておりますので、御確認をいただければということでございます。なお、未償還残高がですね、6,576万4,702円ということで、ちょうど真ん中あたりの数字になりますけれども残るとい形になっております。

もとのほうに戻らせていただきまして、7ページのほうに戻ります。一番下の(3)番の他会計借入金の概況についてでありますけれども、他会計借入金の償還は平成22年度はございませんでした。借入金の状況につきましては、先ほど見ていただいた18、19ページのところにですね、他会計の借入金等の状況が記載させていただいております。5番の他会計借入金明細書の欄になります。借入金の合計が2億6,172万641円ということでございます。

続きましてお手元の資料の9、10ページのほうに移らせていただきます。駐車場会計の決算の概要につきまして説明をさせていただきます。主だった部分のみ説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。収益的収入及び支出につきましてはですね、以下、決算額中心の説明となります。収入につきましては、決算の欄でございますけれども、駐車場事業収益として6,683万8,139円ということでございます。それから支出につきましては、駐車場事業費用ということで合計で、決算額でございますけれども7,546万4,377円という内容でございます。続きまして、資本的収入及び支出につきましても、先ほど御説明しましたように収入額として2,000万円、それから支出額として決算額の欄ですけれども4,259万9,998円という内容でございます。

続きまして11、12ページのほうをごらんいただきたいと思います。損益計算書になります。これも主だった部分のみの説明とさせていただきます。営業収益としまして3,834万5,597円、それから営業費用としまして減価償却費として6,688万9,709円ということで、営業損失としまして2,854万4,112円という内容でございます。営業外収益としましては2,654万1,517円でございます、営業外費用としまして662万3,643円、合わせまして1,991万7,874円ということで、経常損失として当期862万6,238円の損失が生じたということでもあります。

続きまして12ページのほうの余剰金の計算ということで説明をさせていただきます。前年度の繰入金の減債積立金として1,306万123円がございまして、利益積立金が900万円ということでございます。未処分利益剰余金が1,306万123円がございまして、それとの計算で当年度純損失として862万6,238円

ということで、これにつきましては、4番のほうの処理計算書にありますけれども、欠損金処理額として8億6,238万6,238円を計上させていただいた次第でございます。

続きまして13、14ページの貸借対照表でございます。資産の部としまして、有形固定資産としましては7億4,228万1,476円ということであります。それから無形固定資産として、固定資産合計といたしまして7億4,228万1,476円ということでございます。それから流動資産としましては、流動資産合計としまして6,330万7,125円で、資産合計で8億5,588万8,601円ということでございます。

それから右かたの14ページのほうの負債の部のほうに入りますけれども、固定負債としまして2億4,000万円が他会計からの借入金ということでございまして、そのほかに流動負債ということで、合わせますと負債合計として2億7,888万8,499円が負債の部の合計額ということになります。

資本の部でございますけれども、資本金合計が5億2,633万3,990円でございます。剰余金等を含めると資本合計が5億2,670万7,752円ということで、負債・資本合計が8億5,588万8,601円という内容になっております。

続きまして平成22年度の決算の収支の具体的な内容について、16、17ページをごらんいただきたいと思っております。収益の部につきましては、先ほど申しました営業収益のほかに営業外収益ということで、駐車場料金のほかにですね、自動販売機等の手数料が収入としてありますし、先ほど説明しました補助金は、ウイングロードビルの安全施設等ですね、施設整備にかかわる他会計からの補助金、一般会計の補助金の2,386万6,500円の補助金の受け入れをしたという内容のものでございます。

費用の部のほうに入りますけれども、総係費ということで具体的な駐車場運営のほうの費用を計上させていただいております。主だったものみの説明になりますけれども、委託料につきましては、基本的にはここに掲げてあります657万6,270円がシルバー人材センターのですね、管理運営の委託料ということであります。続きまして賃借料の409万3,110円につきましては、自動精算システムのリース料ということでございます。修繕費につきましては、先ほど言いました防火クロス等の防火・煙火スクリーンの設置、あるいは危険防止装置等の修繕、それから区画線を引き直した部分の修理費等が入っているものでございます。それから営業外費用としましては、企業債の利息等が計上されているという内容でございます。

それから17ページのほうの資本的収入支出明細書につきましては、先ほど説明させていただいた内容でございますので省略をさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども18、19ページ、これも先ほどごらんいただいておりますけれども、企業債等の明細と、それから他会計からの借入金の明細を記載させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で説明のほうは終わらせていただきます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問がありますか。

この駐車場会計でありますけれども、これを見ますと、塩尻駅前駐車場はやや好転ということで横ばいよりも上がっているわけですが、大門駐車場が下がっているということで、当年度の純損失も、この12ページのほうで見ると8億6,238万6,238円出てしまっておるわけですが、これはウイングロードビルの工事の影響で使えなかったという説明でありましたが、今年度になってから上半期と言いますか、若干盛り返しができるか、今年度はどんな状況になっておりますか。

商工課長 まず利用台数そのものにつきましてはですね、わかりやすく言えば、ほぼイトーヨーカドー撤退前
のですね、状況にほぼ戻りつつあるような形ですね、御利用いただいているということでもあります。ただ料金
体系としましては、条例改正等によりまして御負担していただく単価を下げさせていただいておりますから、
料金会計としたら非常に厳しい状況の数値というか、下がっております。

委員長 今後、駅前はまだね、さらに整備をされたり、より使いやすいということですが、このウイングロ
ードビルの駐車場、単価も下がったということでしょうかないですが、さらに何か利用率を高めるような方策を考
えておりますか。単価を下げたから利用者がふえるという見込みだけなのか、今後の見通しについて願いま
す。

商工課長 私どもとしましてはですね、このもちろん中心市街地に来られるお客さんやウイングロードビルに
来ていただくお客さん、それから大門商店街に来ていただくお客さん含めましてですね、大いに御利用いただく
ということで、できるだけ711台ある駐車場を円滑に進むようにですね、例えば子育て広場を使う方につい
ては3階、4階、あるいはえんぱーくを使う方については、そちらに誘導するような形ですね、有効に利用して
いただくように案内をしながら、少し定着してきたかなというふうに考えております。また区画も先ほど申し
ましたように少し広くささせていただいてですね、前々から狭いという御指摘もいただいておりますから、少し
広くさせていただいてですね、御利用いただくようなところでは考えております。ただ駐車場そのものがですね、
集客力のある施設ではありませんので、やはり全体としての盛り上がりと言いますか、の中でですね、駐車場と
しても経営が健全に進むようにしていきたいというふうに思っておりますけれども、諸行事や何かについても積
極的に協力をさせていただいているような取り組みをしております。

委員長 ほかにありませんか。

横沢英一委員 ちょっと勘違いしてたら申しわけないんですが、特にえんぱーくを利用するお客さんが立体駐
車場のほうへ入って来るんですけども、図書館へ特に来るお客さんがですね、1階、2階ってところへと
めちゃうってことはないですか。というのはですね、やはりそうされちゃうと、今度は地下のデリシアとか
一般のヨーカドーの跡地へ入ったところのお客さんがとめられないというようなことも、ざっと聞いたような気
がするんですが、そこら辺はどうでしょうか。

商工課長 今御指摘のようなですね、御意見を私どものほうもですね、何回か聞いております。そういう中で
私どものほうでもですね、ちょっと古いデータになるんですけども5月の中旬にですね、時間ごとの駐車場の利
用状況等を調査させていただいております。その時の調査によりますと、確かに1階部分っていうのは午前11
時ころになると98%くらいですね、駐車率になりますけども。次いで駐車率が高いのは3階部分の76%と
いう形になっております。それ以降ですね、私どものほうもできるだけ誘導をするように心がけておりますけ
れども、ある意味ですね、少しこういう、えんぱーくやウイングロードの3階を使うお客様はですね、積極的に3
階、4階を使っただくようなですね、慣れもあるかと思っておりますけれども、そういう傾向も出てきており
ますので、さらにそういう誘導をしながら下の店舗の皆さんに御迷惑をかけないと言いますか、お買い物に来て
いただく方に利用いただけるようなことはですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

横沢英一委員 ぜひ、そういうふうにはやはりやるべきだと思うんですけども、ただ口頭で言ったりしてもな
かなかあれだもんですから、1階、2階くらいに看板をちょっと出していただいたらどうでしょうかね。という

のは、1階や2階のほうは、図書館の利用者は上のほうへとめていただきたいとか、結局6時間くらい図書館の利用者はいるわけですので、回転がうんと悪くなっちゃうわけですね。ですから、ただでとめられるわけですから、こういうスタンプだけついてもらえばね、そこら辺は我慢してもらおうと、6時間いてもらえりゃいいものですから、というふうに感じますが。

商工課長 御指摘のとおりだというふうに考えておりまして、私どもも看板を何力所か設置させていただいて御案内をしたり、また入時の精算カードのところでもですね、ずっとではないんですけど時期を見てですね、チラシのようなものを渡させていただいて、御案内をさせていただくことも何回かやってきておりまして、そういう言い方は失礼かもしれませんが習慣づけと言いますか、というのと、それから連絡通路がですね、非常にえんぱーくの利用の皆さんにとっては、ある意味利便性の高い通路になってきておりまして、えんぱーくに来るにはむしろ3階、4階にとめて連絡通路を来たほうが、というようなですね、雰囲気と言いますが流れも出てきておりますので、一層委員もおっしゃったようなところは努めてまいりたいというふうに思います。

中原輝明委員 いつも同じことを言うんだけど、今、話を聞いてりゃ非常に流れるように納得するけどさ。実際は、例えばさ、1階、2階にとめてる、どういう衆がとめてるかって図書館に行って聞いてみりゃいいじゃん、一度くらい。今聞いていると全部やっているように見えるが、たまたま我々がいつも同じことを言っていけないが、話をすりゃ、そういうことはこうだって、今感じたことをどどんいようにしゃべってるだけじゃん。実際は皆さんが現場に行って確かめるっていうことが必要だよ。それはね、一つ、おれ例を言うが、この前の青木助役は、朝だよ、夜明けにずーと全部回って、工事箇所を。皆さんがうそこいているもんだで、ぴしゃっとやられておしゃかになる。全部見てきて、そして皆さんの答弁を聞いて、おまえ何言ってるだって、こう言われたよ。そのくらいのもんだよ。副市長に回れとは言わないけどさ。それで、ほんと重要なこと。副市長は回っても、ざーっと行ってきて見るとして、おれは見てきたよって言やあ、それでこの職員はびりっとするわけさ。おれたちはしっかりやんなきゃいけないし、答弁もしっかり答えなきゃいけない、こういうぐあいになるわけ。これは、言っちゃ悪いけど本当だってば。知ってると思うよ、副市長だってそういうことを。だで、皆さんは、今、ここで口じゃなくて、今実践をするってことは、現場へ朝でも行って見て注意する。そしていけなきゃ、えんぱーくへ行って聞きゃあいいじゃん。皆さん、今、駐車場はどこですかって聞きゃあいいし、そんなくあいにししてやってもらいたいし、そのほかに今、駐車場を業者があそこへ新しいものを建てるんだけど、そういう業者に一定してスペースを貸している、貸してない。それはどういう貸し方をしてるの。

商工課長 私どももですね、おしかりをいただきますけど。

中原輝明委員 いや、しかったじゃない。

商工課長 可能な限り現場へ行って様子を見るようにしてますし、何回かアンケートの調査なんかもやらせていただいて、傾向はつかむように努めてはいるつもりでございます。それで、今の新しい建物というのは、向こうの四つ角のところのかどやさんのこちら側の。

中原輝明委員 それだけ言えばわかるずら。

商工課長 またですね、そういう業者さんから特別駐車券の発行の申請があればですね、中身等検討させていただいてですね、御利用いただく。一定の負担はもちろんお願いするわけなんですけれども、そういう形で御利用いただければというふうに思っておりますので、また具体的になりましたら御相談させていただきたいと思

ます。

中原輝明委員 具体的になりましたら。実際はそういうことがあって、どんな扱いをしてるかっていうことを聞きたいだよ、あるでしょ、実際は。

商工課長 えんぱーくと、それからウイングロードビルだけではなくてですね、地元の商店街の皆さんの中でもですね、そういう特別駐車カードを御利用いただいている商店もありますので、一層そういうところは私もとしても拡大できたらと思います。

中原輝明委員 それで例えば、今の前の工事をやってる業者だけではなくて、ほかに該当する業者も既にあった場合は同じ扱いをして貸せるでしょう。あれは、今つくっているのは市の関係だよね。いくら絡んでいるわけだから、あれは。

商工課長 工事事業者の方が短期間、例えば工事期間中6カ月だとか、3カ月御利用いただくケースもありますので、そういう場合につきましてはですね、いわゆる指定駐車という月極めの駐車場を借りていただいて、工事に支障のないように御利用いただくということを、今努めておりますが、指定駐車場の台数もですね、それですべて埋まっちゃうとほかの利用ができなくなってしまうものですから、一定程度の範囲は決まっておりますので、おおむね150台くらいなんですけれども、その範囲の中で工事の事業者の皆さんにも御利用いただくようなことはしております。

中原輝明委員 どうも、本番に触れないな。まあ、いいか。ただ、いいけども、そういう例があるなら言ってくれればいいだよ、あるでしょう。先に押さえられちゃってだめだっていう人もいるだよ、中に。聞いてるだよ、おれは、事実。だで、そういうことがあるならあるって話しすりゃいいじゃん。

商工課長 今、おっしゃるとおりですね、指定駐車場という月極めの駐車場については、約百五十数台、月極めで決めていただいております、それにつきましては、工事事業者の方もおいでになりますし、この地域の近くに勤務されている会社の従業員の方もおいでになりますし、いろんなそういう方に御利用いただいております。ただ全体としての枠が、すべてその方らに使っていただく埋まってしまって、えんぱーくや何かの駐車ができなくなってしまうものですから、ちょっと大店舗立地法という法律等の関係の中ですね、ある程度限度を決めさせて利用していただいているという状況です。

中原輝明委員 そしたらこの修繕料ってのがあるが、2,600万円ばかり、2,500万円か、この修繕料は、今度新しい年度にはまだあるの、修理の箇所は、予定は。

商工課長 今回ここに載っているものにつきましては、ウイングロードビルの改修工事の時にですね、建築基準法の改正に伴ってやるように県からの指導を受けたものでありまして、平成22年度でですね、安全施設、エレベーター関係とそれから防火シャッター関係が終了しておりますので、これで完了だというふうに私どもは考えております。

中原輝明委員 それとその上の自動販売機の販売高があるけれども、この数字は例年あれかい、例年はわからんけども、ふえてるの、減ってるの、これ、利用は。

商工課長 現在、駐車場関係では5台の自動販売機を入れております。昨年ウイングロードビルの改修に伴って新規のところですね、従来まで2台だったものを3台ふやさせていただいて、5台体制で業者さんに使っていただいておりますので、もちろん収益的にはふえてきていますけども、ちょっと販売本数までは把握しており

ませんので、そのようなことのできるだけ収入を確保するようには努めています。

委員長 ほかにはよろしいですかね。

それでは質問を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、議案第14号平成22年度塩尻市駐車場事業会計決算については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認め、議案第14号平成22年度塩尻市駐車場事業会計決算については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 市道路線の廃止及び認定について

委員長 次に議案第18号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 それでは、議案第18号についてお願いをいたします。説明につきましては、議案関係資料集の44ページをごらんいただきたいと思います。議案第18号市道路線の廃止及び認定について、1提案理由でございますが、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

2概要でございます。3路線を廃止し、11路線を認定を行うものでございます。(1)県営畑地帯総合整備事業に伴うもの。これは図面を見ていただきたいと思います。46ページでございますが、堅石西原地区、畑総を行った箇所、この箇所の市道3路線2042号からほか2路線、合計1,386メートルを廃止をし、この堅石西原地区で整備をいたしました、ページでいきますと47ページの図面をごらんいただきたいと思います。路線番号でいきますと2320号ほか9路線、合わせまして3,019メートルを新規に認定をお願いするものでございます。これにつきましては、44ページの表をごらんいただきたいんですが、番号でいきますと上から2番目の2321番、それと2323番、それと2325番につきましては、幅員が4メートルに達しない部分がございますが、これにつきましては、既に認定された部分の再認定ということで認定をさせていただくものでございますので、図面のほうとあわせてごらんをいただきたいと思います。なお、西原地区の事業自体につきましては、平成16年と聞いておりますが、完了しておりますが、その後、平成20年3月に県から市のほうに財産の贈与がございまして、その後農道として農林サイドで管理を行ってまいりました。そして本年8月に担当部署より市道として管理をしてもらいたいということで話がございまして、本日議会のほうへ御提案申し上げ、御承認をお願いするものでございますので、つけ加えさせていただきます。

次に45ページの中の(2)開発事業に伴うものということで、1路線認定をお願いするものですが、路線番号1362号ということで、図面番号で申し上げますと、ページで言いますと48ページでございます。吉田になりますが、これにつきましては、107メートルを認定をお願いするものでございます。参考までに45ページでございますが、この廃止、認定に伴いまして路線数につきましては、2,444路線、キロメートルにしまして888キロメートル余が市道路線ということになります。よろしく願いいたします。

委員長 質疑を行います。委員より御質問ありますか。ないようでございます。

それでは討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第18号市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 御異議なしと認め、議案第18号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは、次に移ります。

議案第19号 平成23年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

委員長 議案第19号平成23年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。説明を求めます。

農林課長 それでは、議案第19号平成23年度塩尻市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。それでは、11款にある災害復旧費の補正にかかわるところの資料がございますので、ここでお配りをさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長 はい。では、事務局お願いします。

農林課長 それではお手元の補正予算の資料の18、19ページからお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費2目の農業総務費から順にお願いをいたします。最初に2目の農業総務費でございますが、農業総務事務費ということで、登記書類作成委託料309万6,000円を補正をお願いするものでございます。これにつきましては国土調査の誤り訂正にかかわるところの測量、または登記の委託をするものでございまして、当初50万円ということでございましたけれども、本年洗馬の上組地籍、また洗馬の芦ノ田地籍で、大きなところの国調の調査、訂正等を行わなくてはならないという状況になってまいりましたものですから、ここでお願いするものでございます。

それから3目の農業振興費のうちの負担金補助及び交付金44万4,000円の補正をお願いするものでございますが、この事業につきましては、環境保全型農業直接支援事業補助金ということで、この事業につきましては本年の4月1日に要綱が制定されたということで、このタイミングでの補正になるわけでございますけれども、事業内容につきましては、有機栽培ですとか、また緑肥の活用、さらには早生栽培というような形の農業を行う者に対しまして、知事がエコファーマーという形で認定をするわけでございます。その認定をいたしました農家に対しまして、作物等に関係なく10アールあたり8,000円の支援を国から行うということでございますけれども、この8,000円のうち4,000円は国が負担、また残りの4,000円の2分の1ずつを県と市が負担するという事業でございます。市内では10名の個人または団体がエコファーマーということでこの6月に認定を受けまして、現在約12地点、1ヘクタールがこの認定の圃場になっております。そのような関係で平方メートル当たり4,000円を掛けまして、44万4,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、6目の農地費でございますが、11節の需用費、営繕修繕料の383万3,000円をお願いするものでございますが、これにつきましては減濁水対策施設維持管理事業のうちの営繕修繕料でございます。こ

れにつきましては、塩嶺のトンネルの下にございます塩尻送水機場のポンプが全部で4基あるわけですが、そのうちの1基のポンプが電動弁が故障をしております、これを補修をするものでございます。この送水機場につきましては、昭和58年に建設をして28年間経過しております、そのうちの1基が老朽化等によってここで故障をしたということでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 次、7款商工費、お願いいたします。

商工課長 それでは商工費について御説明させていただきます。なお、昨日の委員会の時にですね、中村委員さんから地場産センターの高度化資金等の償還の関係の書類をということで、提出を求められておりますので、あわせて配らせていただいて説明をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員長 それでは資料配付、お願いします。

商工課長 それではまず先に20、21ページの補正の内容について説明させていただきます。3目の木曾漆器振興費の内容でございますけれども、伝統工芸木曾漆器後継者育成奨励金ということで、1人2万円の12カ月ということで、伝統工芸師の卵の方の修行についての支援をするわけなんですけれども、平成23年度の当初分、3名72万円ということで予算を予定しておりましたけれども、新年度になりまして増加がありましたので、その不足分としてですね、今年度支給する5人分の不足額の12万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、今配らせていただいた財団法人塩尻木曾地域地場産振興センターの償還についての説明を若干させていただきます。お手元に配らせていただいた償還表の中ですね、当時、最初建設時に大きく分けて3つの資金の借入れをしております。高度化資金、それからふるさと融資、それから長野銀行の一般金融機関からの借入金ということであります。平成7年度から償還等が進められてきておりますけれども、表の見方としまして、一番下の横列の欄がですね、残高という欄がございますけれども、これが平成22年度の3月31日現在の未償還額ということになっております。高度化資金につきましては、ごらんいただいたようにですね、平成4年度分と平成5年度分というふうに分かれておまして、平成4年度分については、まだ1億5,800万円余の未償還残高があるということでございますし、平成5年分につきましては、ずっと定期的に償還をして、あと4,877万円余の未償還ということになっております。それから、ふるさと融資につきましては、現在、すべて償還が終了しておりますし、長野銀行からの融資につきましても、当初借入れたものにつきましては償還が終わっておりますけれども、高度化資金の期間変更に伴いまして借りかえをした部分が残っているということで、平成17年度分ということで元金の部分ですけれども372万3,000円の未償還残高が残っているということになります。

現在は、平成22年度でございます、高度化資金にいたしますと平成22年度3,625万8,000円の償還をしておりますので、平成23年度につきましても同額の償還をしたいというふうに考えておるところであります。平成24年度に高度化資金の平成4年度分について、さらに下の備考欄のほうに書かさせていただいておりますけれども、期間延長の条件変更と言いますか、具体的には期間延長の協議をですね、県としまして、予定としては10年の繰り延べをさせていただいて、さらに償還の期間を延ばしてまいりたいということで、具体的にはもう既に県との協議が進められている状況であるというふうに聞いております。いずれにしましても、まだまだ多額の当初繰り越し等ですね、償還が残っているのが現状でございます、地場産センターの経営を非常に圧迫している状況の一つの要因になっているというふうに考えております。簡単でありますけれども、説明

を以上で終わらせていただきます。

ブランド推進室長 それでは引き続きまして、5目の地域ブランド推進事業費をお願いいたします。審査支払手数料4万2,000円をお願いするものでございますが、これにつきましてはキムタクご飯、これをですね、このネーミングについて商標を登録するものでございます。キムタクご飯につきましては、本市学校給食のメニューという形の中で、本市の財産としてですね、保護していくため特許庁のほうへ商標の申請をするものでございます。以上です。

観光課長 6目観光費でございます。続きましては印刷費になりますが、おひさまの大分人出が多くなりまして、観光パンフレットが底をついてきているような状況で、秋以降のパンフレットがなくなってしまいましたので、ここで増額させていただいて、印刷したいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 次、8款土木費。

建設課長 引き続きお願いいたします。8款土木費4項都市計画費2目公園管理費15節工事請負費のうち、小坂田公園・北部公園管理事務諸経費ということで、お願いいたします。小坂田公園整備工事ということで120万円の補正をお願いしたいと思っております。内容につきましては、道の駅小坂田公園レストラン棟内の客室、厨房の冷暖房エアコンの補修工事でございます。これにつきましては、平成14年12月25日づけで株式会社薬師ホテルと小坂田公園レストラン棟賃貸借契約約款に基づき、この設備の修繕を行うものでございます。客室のエアコンにつきましては、洗浄とフロンガスの補充、厨房につきましては1機の取りかえというものであります。この設備につきましては、平成5年に整備しており、現在で18年経過しており、耐用年数13年をはるかに超えておりますのでぜひ補正をお願いするものでございます。以上です。

建築住宅課長 では、その下の19節負担金補助及び交付金でございます。住宅リフォーム補助金200万円補正するものでございます。これについては、本会議の一般質問でもお答えしたものでございますが、7月12日にリフォームの要綱を改正してございます。平成23年6月30日に発生した長野県中部を震源とする地震にかかわる特例措置ということで、20万円以下のものも市長が定める額ということで認めまして、震災に遭われた件数、消防が把握しているのは32件ですが、大小ございまして、そのうち大体21件くらいという予測をして、200万円を計上するものでございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長 次、11款災害復旧費。

農林課長 それでは、引き続きよろしくお願い申し上げます。24、25ページをお開きいただきたいと思っております。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目市単農業施設災害復旧費からよろしくお願い申し上げます。最初に市単農業施設災害復旧費でございますけれども、先ほど資料をお配りさせていただきましたが、本年の5月28日から5月30日にかけて、また7月6日、7月12日の以上の中で大雨によりまして災害が発生いたしまして、その災害に対するところの復旧をお願いしたいものでございます。まず上のほうが市単農業施設ということでございまして、重機の借り上げ、それから災害復旧工事ということでございまして、全部で30カ所の復旧工事をお願いしたいということでございます。

続きまして、2目の市単農業施設災害復旧費でございますけれども、この市単農業施設災害復旧費2,155万1,000円でございますが、これも先ほどと同じ大雨による災害でございまして、この中ではお手元の資料にもございまして、路面の洗掘または横断水路等の復旧等を含めまして、重機の借り上げが24カ所、それが

ら作業道の災害復旧工事が17カ所の復旧にかかわるところの経費をお願いしたいものでございます。

続きまして3目の農業施設災害復旧費でございますが、これにつきましては、農業施設災害復旧費ということございまして、場所は尾沢橋から若干尾沢川を上って行った上流になりますけれども、頭首工の災害復旧費でございますが、これにつきましては、国の農業施設災害復旧事業補助金を活用したいということでございます。事業費の災害復旧工事費の65%が補助を受けまして、その残りの補助残の80%を起債で活用いたしまして、復旧工事を行うということでございます。

それから26、27ページをごらんいただきたいと思います。一番上の4目の林業施設災害復旧費でございますが、先ほどの農業施設と同じく、国の林業施設災害復旧事業補助を受けて行うものでございます。こちらにつきましては、事業費の工事費1,000万円のうちの50%が補助事業となります。また、残りの50%の補助残の8割が事業の起債対象ということで補正をかけてございますが、これにつきましては、先ほど尾沢橋の上の頭首工からさらにずっと山の中に入ってまいりました尾沢川の上流の林道が7カ所決壊しているというような状況の中で、そこを復旧をするものでございます。以上でございます。

建設課長 引き続きまして2項土木施設災害復旧費1目市単土木施設災害復旧費14節使用料及び賃借料、15節工事請負費をお願いします。あわせて資料の4ページを御参照いただきたいと思います。内容につきましては、5月29日、7月6日、12日の豪雨により、全体で30件の災害があり、それにつきましては重機対応24件、復旧工事6件ということで、重機借上料1,015万3,000円、災害復旧工事452万9,000円の補正をお願いするものでございます。

その下、2目公共土木施設災害復旧費をお願いします。15節工事請負費ということで、1,017万7,000円の補正ということでお願いします。工事箇所につきましては、3カ所になりまして、資料の4ページの上から2番、5番、7番の網かけになっているところが、公共土木施設災害復旧ということで対応させていただきました。国の災害復旧の査定を受け、補助金66.7%をいただいているものでございまして、2番のみどり湖線につきましては、災害復旧工事が確定をし、残りの高ボッチ線尾沢川につきましては、8月24日、25日に災害査定が済みましたので、現在、国のほうと事務手続きを進めており、早期発注に努めておるところでございます。お願いします。

委員長 この際申し上げます。午後2時10分まで休憩といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

委員長 休憩を解いて再開をいたします。

質疑を行います。委員より御質問ありますか。

中村努委員 19ページの環境にやさしい農業推進事業で、先ほどの説明で国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1という財源内訳だったと思うんですが、左の表を見ると県と一般財源で半分半分ですけど、これについて説明してください。

農林課長 説明不足で申しわけございません。全部で8,000円でございますが、このうち国が2分の1の4,000円、それから市と県で4分の1ということでございますけれども、このうち国の4,000円につきまし

ては、直接エコファーマーのほうへ交付という形になっておりますので、よろしくお願いたします。

中村努委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

中原輝明委員 この同じところの上段だけども、さっきの言った洗馬の国調の話ずら、それ。国調は洗馬は一つもあってないが、これはどうするだ。これは弱ったぞ。正直な話。それだで、この取り扱いはどことなくあいこで考えてる。この間もあつただよ、実は、あるだに。どうするだ。

農林課長 委員御指摘のとおり、昭和46年から国調を50年くらいかけて実施させていただいてございますけれども、まだ私どものところですね、まだ数件抱えております。なかなか当時古いこととございまして、また当時測量の技術も今日のようなしっかりした状況ではなかったというようなこととございまして、境界が確定できなかった部分等ありましてですね、今後もそれぞれ対応しながら進めていくということとございまして、よろしくお願したいと思ひます。

中原輝明委員 わかったが、ただその時のいい言葉を使ってくれたがさ、当初の機械は精密じゃなかったっていう。大体やった時が精密じゃないな。だで、これからまた副市長に言うが、こういうことが生じないように頼むわ。とりあえず洗馬は全部だめだよ。例えば一つの例だけ言っておくけど、洗馬の小曾部保育園があつたじゃん。あれは国調やったばかりだったけども、土地が道路を越えて基礎のところまで行ってるだ、今、図面が。どうしたって合わなんだ。それで、これから洗馬は大変だよ。そこらんとこを頭へ入れといて、予算措置を逐次しながらやっていくってのもんだよ、これは。出てきてやるか、どうするだ。

副市長 国調でありますんで、本来ならば当然、立ち会いを求めてですね、所有者御理解の上、境界を定めていくというのが基本とございまして、委員さんおっしゃるほどそんなに出ていないんじゃないかと思ひますけれども、いずれにせよ、申し出があつたところはですね、市の責任としてきちんと測量し直して、こういうふうには予算を盛らなさいけないケースも出てまいりますので、やはり今後は正していくとこういうこととございまして。

委員長 ほかにありませんか。

議長 災害復旧の関係ですけど、これはあれですか、国の補助なり、県の補助がついて、本格復旧に取りかかるのは来春になります。ことし中にいくらか手をつけます。全体的に。

農林課長 この災害復旧の関係で、特に国の査定がですね、この9月の上旬に行われまして。ここで国の査定がありまして、そこで事業予算等が定まってまいりますけれども、それでこの冬場にかけて実施をしていきたいというような予定とございましてけれども。ちょっとまだ国のほうから細かい日程、来ておりませんので、いつからということ、まだはつきり申し上げられない状況とございまして、決定次第取りかかりたいと思ひております。

議長 いずれにしてもあれだね、では、手はつけるということだね、ことし、年内には、冬場、これ、やられる。

建設課長 土木施設災害復旧につきましては、年内に事業着手になります。

議長 わかりました。

委員長 ほかにありませんか。ないようだね。討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第19号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第19号平成23年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第22号 平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

委員長 議案第22号平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議案といたします。説明を求めます。

建設維持課長 議案第22号になります。平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。1ページの第1条をお願いします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ208万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,194万2,000円とするものであります。

2ページをお開き願いたいと思います。歳入でありますけれども、繰入金といたしまして他会計繰入金、一般会計より繰り入れてありますけれども、補正額207万円、補正後3,817万2,000円、繰越金、補正額1万5,000円、補正後の額1万6,000円、歳入合計1億1,194万2,000円。

歳出でありますけれども、3ページをお願いします。建設改良費、建設改良事業費、補正額208万5,000円、補正後の額1,500万円、歳出合計1億1,194万2,000円とするものでありますのでお願いします。

内容につきましては、10ページをお願いします。建設改良事業費のうち15節の工事請負費208万5,000円を補正をお願いしますものであります。これは簡易水道施設建設事業の配水管等布設工事208万5,000円でありますけれども、これにつきましては、国道19号の桃岡橋の拡幅に伴います事業内容の変更であります。当初予算では舗装本復旧2,000平方メートルを1,291万5,000円としたものを、拡幅関連排水施設工事150ミリメートルを162メートル、金額で1,500万円の振りかえをすることによりまして、208万5,000円の増額の補正をお願いしますものであります。中身につきましては、平成23年度の当初予算の時点では契約されておりませんでした国道19号の拡幅工事に伴いまして、本年3月に国土交通省より先ほど申しました拡幅工事、仮設道路公共用の2本でありますけれども、繰り越し工事として発注されたことに伴いまして、占用物件の移設依頼がありました。国道工事事務所と協議を重ねた結果、拡幅工事と整合を図るために工事への振りかえをお願いしますものでありますので、よろしくをお願いします。以上です。

委員長 質疑を行います。委員より御質問はありますか。よろしいですかね。

それでは討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第22号平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第22号平成23年度塩尻市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。それでは次に進みます。

議案第24号 平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

委員長 議案第24号平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明させていただきます。この主な内容でございますが、退職給与金について補正するものでございます。1ページをごらんください。第2条収入、第1款水道事業収益2項の営業外収益でございますが、補正予定額826万円を補正いたしまして3,798万4,000円に、支出でございますが、款、水道事業費用1項の営業費用、補正予定額826万円を13億2,142万1,000円にするものでございます。

続きまして9ページをごらんください。水道事業会計補正予算の収入でございます。款、水道事業収益、営業外収益の目、引当金戻入益でございますが、補正予定額826万円、これにつきまして退職給与引当金戻入益として826万円を補正するものでございます。主な内容は、当初2名分の退職金を予定しておったわけでございますが、年度途中で退職された2名分の補正によるものでございまして、826万円の増という内容でございます。

続きまして10ページでございますが、支出になりますけれども、ただいま申し上げましたように2名の増ということで826万円の支出の増になってございます。以上です。

委員長 それでは質疑を行います。委員より御質問がありますか。

中原輝明委員 この退職職員というのは、何年くらい勤めた人。

経営管理課長 補正の対象の退職職員ということで解釈させていただいてよろしいでしょうか。

中原輝明委員 はい。

経営管理課長 1名につきましては13年と156日、もう1人につきましては2年と1カ月でございます。以上でございます。

中原輝明委員 この職員というのは、全般の話だけでも、何か疲れちゃっておやめになるのか、あるいは外的な何かがあってやめるのか、そういうことは、しっかりはわからんと思うが、そんなような報告、どっちだい。

副市長 職員のことですので、一般的なお話でよろしゅうございますでしょうか。委員御指摘のようにですね、途中で、中途と言いますか、当初予定をしておらなかった職員が退職するケースが、若干でございますけれどもございました。それぞれ個別の事情がございましてですね、体の状態が思わしくない職員もいらっしゃいますし、特に、取り分けここで目立つのがですね、御家族の介護とか看護等の事情もございましてですね、途中退職を余儀なくされるというようなケースもございますので、私どもはいたし方ないかなというふうに思っております。ただ、近年非常に、何て言いますか、体の具合とかですね、それから精神的な状況とかということが、私どもの職場だけではなくて世間一般的に非常に懸念をされておりますので、その辺のケアに対しては、非常に私どももいろんな相談に乗るなり、早目に医療機関へかかってそれなりの療養をするなりというような措置をとらせてい

ただいております。そんなことで職員の健康管理をきちんとして、きちんと仕事ができるようにというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

経営管理課長 修正よろしいですか。ただいま1人の職員につきまして、13年と156日と申し上げましたけれども、13年という数字でございます。また、これにつきましては、水道事業部に在籍した期間ということで、よろしくお願ひします。

委員長 ほかにありませんか。

中原輝明委員 それでは、一つ要望だけしておくが、今学校でもはやっているがいじめをしないように、一つよろしくお願ひします。まずは要望だ。いじめだってあるよ、大人のいじめが。よろしく頼むわ。

委員長 要望でいいですね。

中原輝明委員 要望だ。

委員長 ほかにありませんかね。

それでは、ないようですので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第24号平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第24号平成23年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第25号 平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

委員長 議案第25号平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは、塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、御説明させていただきます。9ページをごらんいただきたいと思ひます。款、下水道事業収益、目、引当金戻入益でございます。先ほど上水道事業費関係で申し上げました内容とほぼ同じでございますが、1名分の退職金につきましての補正でございます。補正予定額16万4000円、計、当初載っておりませんでしたので16万4,000円ということでございます。特に水道事業と関係しておりまして、この退職された方につきましては、企業会計、企業出納員という立場でございましたので、上水道、下水道にかかわります。特に下水道にかかわります期間についての退職金の戻入益の変更でございます。

10ページでございますが、下水道事業費用でございます。営業費用の総係費の退職金につきまして、同額の16万4,000円の補正増でございます。計4,776万7,000円となっております。以上でございます。

委員長 質疑を行います。委員より御質問がありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第25号平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第25号平成23年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第26号 平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

委員長 議案第26号平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。説明を求めます。

経営管理課長 それでは、塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)につきまして、御説明させていただきます。主な内容でございますが、第3条予算と第4条予算の事業費の組みかえでございます。

8、9ページをごらんいただきたいと思います。まず8ページの関係、支出でございますが、収益的収入及び支出ということで、これも集落排水のものでございますが、目、浄化センター費につきまして、過去の修繕の履歴等にかかわります設備、機器等の健全度評価を行いまして、修繕と更新の適切な判断によりまして、ポンプ施設の一部を更新することといたしました。浄化センター費の修繕費の一部を工事請負費として組みかえをする補正でございまして、修繕費299万3,000円を減額し、補正後の予定額を3億1,805万円余とするものでございます。

9ページでございますが、資本的収入及び支出ということで、こちらが第4条予算になるものでございますが、先ほど申し上げましたように第4条予算の工事請負費では、ポンプ施設等の更新にかかわり、同額の増額といたしまして補正をするものでございまして、補正額299万3,000円増の資本的支出総額1億9,805万2,000円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑を行います。委員より御質問がありますか。よろしいですかね。

ないようですので、討論に入ります。討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第26号平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第26号平成23年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは以上をもって議案の関係については審議を終わります。

陳情6月第1号 最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情

委員長 続きまして、継続となっております陳情案件を議題といたします。6月の定例会の時にですね、最

低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出することを求める陳情ということで、6月の定例会では継続審議ということで処理をされておりますが、この件を議題といたします。事務局でもう一度文書表を配ります。

中原輝明委員 これは何で継続にされたか、内容は。

委員長 これはね、最低賃金を決めるのは県が決めるもんですから、それに対してですね、ちょうどきょうの読売新聞で確認しましたが、時給が長野県は1円上がりまして694円、最低賃金ね。全国平均が737円ということに結果的になっておりますので、そこらを検討をいただきます。あと近隣の市の状況を調べてありましたら、事務局、お願いします。

庶務係主事 同様の陳情と請願がですね、合わせて6市に出ておりまして、採択をしたのが岡谷市と諏訪市、趣旨採択ということで佐久市、不採択が長野市、松本市、上田市。

中原輝明委員 ちょっと副市長に聞くが、今、市役所の中の賃金は幾らにしてるだ。そんなような状況の人の賃金は。

副市長 時給七百幾ら。ちょっと待ってください、正確な、ちょっとだれか人事に聞いてくれない。臨時職員の賃金、1時間当たりの賃金。ちょっと待ってください。

790円です。いいです。一般事務が790円。保育士、司書、栄養士が890円。調理員、図書館事務が830円。あとは、ちょっと特殊、保健師とか介護士とか。

中原輝明委員 はい、いいです。

委員長 西條委員どうですか。

副委員長 趣旨採択。

委員長 趣旨採択。横沢委員どうですか。

横沢英一委員 私もちっとよく何とも言えないんですが、世の中の景気がまだ、そこら辺のあれもあるもんでね、前回もそこら辺だったと思うんですね、継続審査になったのがですね。ちょっとそこら辺を明確にしておいたほうが、この間、要はなぜ継続にしたかっていう部分があれだもんですから、ちょっとそこら辺をある程度理由づけをしといたほうが、後でいいような、委員長も吸い上げやすいような気がするんですが。

委員長 青木委員どうでしょうか。

青木博文委員 こういう経済情勢なんで、意味はわかりますが可決ってわけにはいかないんで、趣旨の採決くらいはどうですかね、幅もって。

委員長 中村委員。

中村努委員 趣旨採択で、意見書は出さないということで。

委員長 塩原委員。

塩原政治委員 自分も中村委員に、基本的には、これは雇用者側と企業側との問題が絡んでるっていう話も聞きますので、今のこの不景気の時にって話がついてたもんで、今の線でいいじゃないかなと思います。

委員長 中原委員。

中原輝明委員 おれ、わからない。みんなの御意見に従うまでだ。

委員長 それでは、長野県下でも趣旨採択というところがありますんで、各委員の意見をまとめますと、こう

いう雇用の問題、それから最低賃金ということで苦しい時期ではございますけれども、組合、あるいは経営者側に立つとなかなかその判断は難しいということですが、それでは、これの願いの願意を認めて趣旨採択とする方は、挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

委員長 ありがとうございます。それでは、陳情6月第1号につきましては、趣旨採択ということで決しました。ありがとうございます。それでは、意見書は出さないという形で。

その他

委員長 それでは次に進みます。その他であります、市長部局のほうから何かありますか。

建設課長 資料の配付、よろしいでしょうか。

委員長 はい。事務局お願いします。

建設課長 それではよろしく申し上げます。去る8月25日、大雨がございまして、その被害報告について御報告させていただきます。2番目に市内の降雨状況ということで塩尻消防署から宗賀支所ということで24時間雨量を表示させてございます。かなりちょっといろいろばらつきがございまして、それに伴いまして被害が市内で5件ございました。のり面決壊が下小曽部、道路冠水、下西条、土砂流出ということで下西条、勝弦、奈良井でございまして、合計250万円の被害が出ました。つきましては、この被害につきまして、被害復旧につきまして、早急に復旧をするものですから、また12月補正で対応させていただきたいものですから、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 ただいま8月25日の大雨にかかわるものについては、12月の補正でお願いをしたいということで報告がございましたが、聞きおくということでよろしゅうございますか。

中原輝明委員 小曽部のところは、こんなことのできる。

建設課長 担当の係長のほうから。

建設係長 下小のところにつきましては、丸太角をもう既に防護しまして、それで復旧する予定でございましてお願いいたします。

中原輝明委員 わかったが、大丈夫かな。ま、了解だ。

委員長 ほかに、よろしいですかね。それでは報告を受けたということで、その他については処理をさせていただきます。

それではあと、閉会中の審査。

閉会中の継続審査の申し出

経済事業部長 議会閉会中にですね、経済事業部、建設事業部、水道事業部にかかわる件につきまして、審議する必要が生じた場合にですね、委員会の開催をお願いしたいということで、継続審査、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ただいま、閉会中の継続審査の関係について申し出がございましたが、委員のほうは御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議ないということですので、議長のほうへ閉会中の継続審査の旨を伝えておきます。

審査の結果の報告については、委員長に一任をお願いしたいと思います。

以上ですべての議案が終わりましたので、理事者のほうからあいさつがあれば、お願いをいたします。

理事者あいさつ

副市長 一言お礼を申し上げます。2日間にわたりまして活発な御論議をいただきまして、幾つかの御提言、それから御意見を賜りました。大変ありがとうございました。すべての提出した議案に対しまして御審査をいただき、御同意をいただいたということで厚く御礼を申し上げます。なお、いただいた意見につきましては、これからの市政の中で十分に生かしてまいりたいと考えております。

また、ただいまその他の事項で申し上げましたとおり、近年、集中豪雨等によります災害が各地で発生をしております。これからも秋の長雨シーズン等に入りますので、私どもは、災害がもし、未然に防ぐことはもちろんでございますけれども、発生をした際にはまた議会の皆さんに御連絡を申し上げながら、適切に対処してまいりたいと思いますので、あわせてよろしくをお願いをいたします。どうもありがとうございました。

委員長 以上をもちまして、9月定例会経済建設委員会を終了といたします。大変御苦労さまでございました。

午後2時50分 閉会

平成23年9月14日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 永井 泰仁 印